

〔資料6〕 制度改善事業関係資料

I. 調査の概要

1. 調査期間 平成23年4月8日～同18日
 2. 調査対象者 本会員29社
 3. 回答を得た会員の数 28社 (96.6%)

II. 各設問に対する回答状況

1. スマートCXについて（国内商品市場取引取扱い27社について）
 (1) スマートCXの提供状況

	会社数	比率
提供している	19社	70%
提供していない	8社	30%
合計	27社	100%

- (2) スマートCX、通常取引の新規委託者の獲得状況

新規委託者数		1月	2月	3月	合計	1ヵ月平均
スマートCX	合計	89人	159人	201人	449人	149.7人
	1社平均(19社)	4.7人	8.4人	10.6人	23.6人	7.9人
通常取引	合計	556人	630人	786人	1,972人	657.3人
	1社平均(27社)	20.6人	23.3人	29.1人	73.0人	24.3人
スマートCX +通常取引	合計	645人	789人	987人	2,421人	807.0人
	1社平均(27社)	23.9人	29.2人	36.6人	89.7人	29.9人

- (3) 通常取引との区分について（スマートCX提供19社について）

項目	取り扱いの状況				合計			
基本契約	同一	5社	26.3%	別々	14社	73.7%	19社	100.0%
取引口座	同一	2社	10.5%	別々	17社	89.5%	19社	100.0%
同時建玉	可能	4社	21.1%	不可能	15社	78.9%	19社	100.0%

同時建玉：通常取引とスマートCXに係る建玉を同時に保有すること

新制度の定着状況に関する調査（第2次）

報告書

平成23年6月7日

日本商品先物振興協会

2. 取引システムの開発状況について

[用語説明]

フロント：委託者の注文の受注、取引所への発注、委託者への成立通知等に係るシステム

ミドル：フロントとバックを接続するシステム

バック：フロントとバックを接続するシステム

内製：自社または自社グループ内でシステム製作を行うこと。

外注：他社（グループ外）でシステム製作を行うが、当該システムについて著作権や第三者への

利用提供の権利を有する（システムの変更について内製に近い自由度がある）もの。

ASP：他社（グループ外）が著作権や第三者への利用提供の権利を有するシステムを自社が所有

又は管理するコンピュータで使用する

アウトソース：他社（グループ外）が著作権や第三者への利用提供の権利を有するシステムを他社が所有

又は管理するコンピュータで使用する（サービス提供を受ける）もの。

	フロント		ミドル		バック	
	会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
内製	5社	16.1%	5社	19.2%	4社	14.3%
外注	4社	12.9%	3社	11.5%	2社	7.1%
ASP・アウトソース	22社	71.0%	18社	69.2%	22社	78.6%
合計	31社	100.0%	26社	100.0%	28社	100.0%

注：フロントシステムについて内製、外注、ASP・アウトソースが混合していると回答した社が2社あった。そのため回答数が会社数より3多くなっている。

ミドルシステムについて、当該システムを有していないため回答しなかった社が3社、内製、外注、ASP・アウトソースが混合していると回答した社が2社あった。そのため回答数が会社数より2少なくなっている。

(説明) フロント、ミドル、バックいずれも「ASP・アウトソース」の比率が7割以上となった。

3. 新制度における課題・問題点等について

項目	会社数	比率 (対28社)
①プロ・アマ規制(特定委託者・特定当業者に係る規制)	2社	7.1%
②分離保管措置(外国商品市場・店頭商品デリバティブ取引を含む)	2社	7.1%
③純資産額規制比率	4社	14.3%
④広告規制	0社	0.0%
⑤再勧誘禁止規制	3社	10.7%
⑥不招請勧誘禁止規制	5社	17.9%
⑦適合性原則	3社	10.7%
⑧契約締結前交付書面	0社	0.0%
⑨説明義務	1社	3.6%
⑩法定帳簿	0社	0.0%
⑪内部管理体制・社内規則	3社	10.7%
⑫証拠金制度	6社	21.4%
⑬サーキットブレーカー	4社	14.3%
⑭その他	1社	3.6%

具体的意見

- ① プロ・アマ規制 (特定委託者・特定当業者に係る規制) (2社)
 - 現物の受渡しを利用する法人(当業者)に対するプロ認定のハードルが高すぎる。産業インフラとして、もう少し参入しやすいようにすべき。
 - 監督指針の中に記載がない。
- ② 分離保管措置 (外国商品市場・店頭商品デリバティブ取引を含む) (2社)
 - 店頭商品デリバティブ取引における個人委託者資産の分離保管措置については信託保全が義務付けられているため、カウンタパーティーへ預託する委託者の取引に係る保証金を商先業者が負担することとなり、キャッシュフロー上、多大な影響が出る。
 - 国内の商品取引所の統廃合が進む中、アウトハウス型清算機関は商先業者の負担を重くしているのではないか。また保護基金のあり方についても見直す必要があるのではないか。
- ③ 純資産額規制比率 (本項目を選んだ3社のうち2社が具体的意見を記述した。)
 - 基礎的リスクの算出方法が定まっていない。
 - 例：販売費及び一般管理費を用いる場合
 - ・年度の経過分の25% (5月末であれば2か月分の25%)
 - ・直近1年間の25%
 - ・直近3カ月分
 - 明確な算出方法が示されていないので算出に苦慮する。ことに自己資本規制比率になることさらに大変である。

所に対して市場外取引の申請が必要になる（「ストッププロセス取引に係る申出書」注記）。そのためできる限りリアルタイムに近い監視が必要になる。しかし現ベンダーでは上記内容のシステム対応ができていないため、現在はマンパワーでの監視が必要であり、かなりの精神的な負担とストレスになっている。

また、スマートCXにおいて任意の仕切注文を出し、それが約定しない場合には、ロスカット注文の出直しが必要になるが、その際に注文が出ない、又は出し直した注文内容に誤りがある等の問題が生じている。社内体制の問題もあるが、全てを取引システムで対応することに限界があると思われる。

近々、新ベンダーのシステムに移行する予定だが、上記2点の問題が解消されることはなく、今後も課題として残るものと思われる。

● 今回の法改正に伴い、多くの規定の変更等が必要となり、かなり多くの時間を要した。

● 証拠金の頻繁な変更における顧客への対応、サーキットブレーカーの発動により未収金発生リスクの解消のため、現在証拠金管理を含めた見直しを行っている。

⑫ 証拠金制度（6社）

● 3月中に証拠金の臨時変更が複数回あり、その都度の通知及び対処（特に対面取引顧客への対応）について、時間的ロスが多大なものであった。

● 翌日には定時変更を控えていた2月の最終営業日に1銘柄について1日だけの臨時変更が行われた。規定に基づく措置とはいえ、柔軟に対応すべきではないか。

また3月には7回の変更が行われたが、変更根拠を示さないと委託者は途惑うばかりである。

● 緊急の見直しが頻発したが、証拠金は事前預託としているため、JCHHの発表の翌日中には委託者に周知しなければならず、時間的余裕がない。

● SPANパラメータの定時見直しが月1回だと、臨時見直しの頻度が増え、変更実施までの営業日数(現状は発表翌日夜間立会いから)も短く、委託者に対する周知が大変である(社内システムも同様)。証券系清算機関方式(週末にSPANパラメータの設定、翌々週1週間適用)の採用を希望する。

● 市場流動性の低下により、大きな価格変動を呼び込むこととなり、そのことにより証拠金が上昇した。そのことが注文の減少につながり、さらに市場の流動性を減少させている。また、度々の証拠金変更の委託者への通知に苦慮している。

● 現行の証拠金制度は複雑すぎて一般投資家に馴染まない。

⑬ サークットブレーカー（4社）

● 値動きが激しいときは、CBが発動しても再開後、さらに価格が大きく変動し、証拠金でカバーできない状態となってしまうが、建玉の強制決済は証拠金の不足請求を行い、それが入金されなかった後でないといけないため、過大な未収金リスクが生じる。(同趣旨意見1社)

● 旧法と比べ算定基準が厳しくなり、会社の経営に与える影響が大きい。

④ 広告規制

特段の意見なし

⑤ 再勧誘禁止規制（本項目を選んだ3社のうち2社が具体的意見を記述した。）

● 日商協留意事項においてかなり具体的な指針が示されたが、再勧誘禁止による負の側面（商品先物取引の情報提供や啓蒙の機会損失等）から見直しがあってしかるべき。

● 勧誘拒否を受けた後再び勧誘が可能になる期間は監督指針で1年後となっているが、社内での明確な基準をまだ設けていない。

⑥ 不招請勧誘禁止規制（本項目を選んだ5社のうち3社が具体的意見を記述した。）

● 監督指針において『商品取引契約の締結を目的とした勧誘受諾意思の確認や適合性の確認を含む一切の行為』が不招請勧誘禁止の対象行為とされているため、損失限定取引の勧誘において「商品先物取引＝通常取引」を説明する際の足枷となっている。(通常取引の勧誘と受け取られるおそれ、説明が不十分な場合には説明義務違反を問われるおそれ等)

招請がなくとも、商品先物取引の説明の流れの中で「通常取引」についても説明できる旨を明確にいただきたい。

● 不招請勧誘の禁止で新規導入が極端に落ち込んでいる。

● 新規参入者が減少してしまい、市場流動性の低下により、市場の衰退化が起きている。

⑦ 適合性原則（本項目を選んだ3社のうち2社が具体的意見を記述した。）

● 監督指針において「デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘」は不相当と認められるおそれのある勧誘とされていることから、一般素人顧客に対するスマートCXの勧誘も不相当とされるおそれがあるため、申出書等に記載していただき審査しているが、ほとんどの顧客が審査対象者となっており、実務上苦慮している。

● 不招請勧誘禁止になりながらも従来同様の適合性を定めていることが多く、緩和の必要性があると思える。

⑧ 契約締結前交付書面

特段の意見なし

⑨ 説明義務（1社）

対面取引の口座開設をネット上でできるようにしているが、書面交付及び説明だけは体面又は電話で行っている。今後、書面交付・説明についてもネット上で完結できる方法を模索中である。

⑩ 法定帳簿

特段の意見なし

⑪ 内部管理体制・社内規則（3社）

● スマートCXのロスカット注文が約定しなかった場合、原則として30分以内に取り

新制度における課題・問題点、及びその対応策等に係る考え方

- 発生頻度が高い。
- 板の薄い銘柄や、限月で商いをしようとしたときに希望の価格で成立させることが困難であることから、オーダーを出しにくくなっており、結果取引量の低下を招いている一因ではないか。

④ その他（1社）

値洗出金の取扱について、経理処理上の明確なガイドラインを頂きたい。

以上

「新制度の定着状況に関する調査（第2次）」において会員から寄せられた課題・問題点等について、市場戦略統合委員会での議論を踏まえて以下のとおり対応策等の考え方を整理しました。各社において対応される際の参考として下さい。

課題・問題点等	現状及び対応策等の考え方
<p>1. プロ・アマ規制</p> <p>① 現物の受渡しを利用する法人（当業者）に対するプロ認定のハードルが高すぎる。産業インフラとして、もう少し参入しやすいようにすべき。</p> <p>② ヘッジや現物受渡しを利用したい法人顧客でも、取引経験がないと個人顧客と同様に「取引未経験者の保護措置」を適用することとなり、ヘッジ取引等を制約してしまう。</p> <p>③ 監督指針の中に記載がない。</p>	<p>特定当業者である法人の要件〔法施行規則第1条の8〕当該法人が業として扱う物品の原材料・製成品を対象とする商品取引について、最初に（他の）商先業者との間で契約を締結した後1年を経過していること。 *特定委託者・特定当業者以外の法人は、申出によりプロ成りが可能。 ⇒【対応策等の考え方】ヘッジや現物受渡し目的で取引参加する法人顧客については、 ①プロ成りの申出をもらう。 ②保護措置の対象外とする旨を社内規則で定める等の対応をすることで取引を制約しないようにすることが考えられます。</p>
<p>2. 分離保管</p> <p>① 店頭商品デリバティブ取引における個人委託者資産の分離保管措置については信託保全が義務付けられているため、カウンタバーバーティアーへ預託する委託者の取引に係る保証金を商先業者が負担することとなり、キャッシュフロー上、多大な影響が出る。</p> <p>② 国内の商品取引所の統廃合が進む中、アウトハウス型清算機関は商先業者の負担を重くしているのではないのか。また保証基金のあり方についても見直す必要があるのではないか。</p>	<p>〔法施行規則第98条の3〕 店頭商品デリバティブ取引 個人委託者等：信託契約の締結 個人委託者等以外の者：①銀行等への預金、②信託契約の締結、③カバード取引先への証拠金等の預託 外国商品市場取引（外国の商品取引所・清算機関に預託された取引証拠金を除く。） 個人委託者等：信託契約の締結 個人委託者等以外の者：①銀行等への預金、②信託契約の締結 ⇒【対応策等の考え方】 省令改正の際、以下のことを検討することが考えられます。 その際、顧客の証拠金等が金融商品取引所に預託される場合に当該証拠金等は分別保管の対象とされていることに留意する必要があります。 1. 店頭商品デリバティブ取引について、個人委託者とそれを分離保管措置とすること。 2. 清算機関においてクリアリングが行われている店頭商品デリバティブ取引について、カバード取引先への預託を分離保管措置とすること。 *有価証券関連デリバティブ取引（「プロ」を相手方とする店頭取引を除く。）及び通貨関連デリバティブ取引においては、顧客から預託された金銭については信託が義務付けられている。 （参考「金融デリバティブ取引における顧客資産の分別保管」参照）</p>

課題・問題点等	現状及び対応策等の考え方
<p>3. 純資産規制比率</p> <p>① 基礎的リスクの算出方法が定まっている場合</p> <p>例：販売費及び一般管理費を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的リスク相当額は、合理的な方法により算出した基礎的リスク相当額は、合理的な方法により算出した基礎的リスク相当額に、事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生しうる危険に相当する額を合わせなければならない。 * 基礎的リスク相当額：事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生しうる危険に相当する額 <p>⇒ 【対応策等の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自己資本規制比率並みの厳格な規制導入を見送ること 2. 自己資本規制比率が「合理的な方法」を工夫できたこととされ、算出方法は画一化しないほうがよいと考えられる。 3. 各社で用いている合理的な算出方法の例 <ul style="list-style-type: none"> ・商品取引事故支払額の平均額 ・借入金の直近3か月分 4. 各社が自ら定めた合理的な方法を要する場合は、理由を添えて、業界と主務省との間で整理していただく必要があるものと考えられます。 5. 今後想定される自己資本規制比率並みへの移行においては、商先業者の経営の実態も踏まえつつ、相当期間の経過措置の導入を求めていく必要があり。 	<p>不招請勧誘禁止の対象行為をされている「商品先物取引」を説明する際の足枷となっている。(通常取引の勧誘と受け取られるおそれ、説明が不十分な場合には説明義務違反を問われるおそれ等)</p> <p>招請がなくとも、商品先物取引の説明の流れの中で「通常取引」についても説明できる旨を明確にしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不招請勧誘の禁止で新規導入が極端に落ち込んでいます。 ② 新規参入者が減少してしまい、市場流動性の低下により、市場の衰退化が起きている。 <p>7. 適合性原則</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 監督指針において「デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘」は不適当と認められるおそれがある勧誘とされていることから、一般参入者に対するスマートCXの勧誘も不適当と認められるおそれがあるため、申出書等に記載していただけ審査しているが、ほとんどの顧客が審査対象者となっており、実務上苦慮している。 ② 不招請勧誘禁止になりながらも従来同様の適合性を定めていることが多く、緩和の必要性があると思える。
<p>4. 広告規制</p> <p>(意見なし)</p>	<p>① 日商協留事項 I. 再勧誘禁止の遵守に関する事項</p> <p>再勧誘の禁止を目的とした再勧誘禁止に関する事項は、再勧誘禁止による負の側面(商品先物取引の情報提供や営業の機会損失等)から見直しが必要である。</p> <p>② 勧誘拒否を受けた後再び勧誘が可能になる期間について、社内での明確な基準をまた設けていない。</p>
<p>5. 再勧誘禁止規制</p>	<p>(日商協留事項 I. 再勧誘禁止の遵守に関する事項)</p> <p>再勧誘の禁止を目的とした再勧誘禁止に関する事項は、再勧誘禁止による負の側面(商品先物取引の情報提供や営業の機会損失等)から見直しが必要である。</p> <p>② 勧誘拒否を受けた後再び勧誘が可能になる期間について、社内での明確な基準をまた設けていない。</p>
<p>6. 不招請勧誘禁止規制</p>	<p>(日商協留事項 II. 不招請勧誘禁止の遵守に関する事項)</p> <p>① 監督指針において『商品取引契約の締結を目的とした勧誘受託意思の確認や適合性の確認を含む一切の行為』が</p>

課題・問題点等	現状及び対応策等の考え方
<p>不招請勧誘禁止の対象行為をされている「商品先物取引」を説明する際の足枷となっている。(通常取引の勧誘と受け取られるおそれ、説明が不十分な場合には説明義務違反を問われるおそれ等)</p> <p>招請がなくとも、商品先物取引の説明の流れの中で「通常取引」についても説明できる旨を明確にしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不招請勧誘の禁止で新規導入が極端に落ち込んでいます。 ② 新規参入者が減少してしまい、市場流動性の低下により、市場の衰退化が起きている。 <p>7. 適合性原則</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 監督指針において「デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘」は不適当と認められるおそれがある勧誘とされていることから、一般参入者に対するスマートCXの勧誘も不適当と認められるおそれがあるため、申出書等に記載していただけ審査しているが、ほとんどの顧客が審査対象者となっており、実務上苦慮している。 ② 不招請勧誘禁止になりながらも従来同様の適合性を定めていることが多く、緩和の必要性があると思える。 	<p>商品先物取引の仕組みに関連して通常取引について説明する場合には、通常取引の取引内容を客観的に説明する(仕組みの比較程度)に止め、通常取引のメリットのみを強調するなど通常取引の勧誘と誤認されないよう措置する。</p> <p>⇒ 【対応策等の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記留意事項により、損失限定取引の勧誘時においても通常取引の説明ができる旨が示されています。 2. その際の留意点として、通常取引の勧誘と誤解されないため、そのメリットのみを強調しないよう求められています。 3. 「仕組みの比較」を説明する中でそれぞれメリット・デメリットを客観的に説明することは差し支えないものと考えられます。 4. 留意事項に基づく対応については、前記の再勧誘禁止に係る対応も含め、引き続き、会員への周知・理解を図ることが必要と考えられます。 <p>(日商協留事項 III. 適合性原則の遵守に関する事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 監督指針の「個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項」に示されている不適当と認められる勧誘又は不適当と認められるおそれのある勧誘であると考えられる事例を踏まえ、個人顧客に関しては以下の点に留意して取引開始基準及び当該基準に基づく社内審査の手続きを社内規則に明確に定める。 (2) 取引開始基準に定めた事例に該当するか否かなど適合性の有無の判断材料については、以下のような項目を参考として具体的に定め、的確に適合性の審査を行う。 <p>① 「デリバティブ取引の経験がない者」に対する勧誘については、商品デリバティブ取引に関する知識、理解の程度等</p> <p>⇒ 【対応策等の考え方】</p> <p>不招請勧誘禁止によって、原則顧客の能動的な取引参加であり、例外としてスマートCXの勧誘による取引参加となり、商品デリバティブ取引が本質的に損失リスクのあるレバレッジ取引であることに鑑みると、上記留意事項に則した対応をさらに緩和することは難しいものと考えられます。</p>
<p>8. 契約締結前交付書面</p> <p>(意見なし)</p>	<p>対面取引の口座開設をネット上でできるだけでなく、書面交付及び説明だけでも電話で行っている。今後、書面交付・説明についてもネット上で完結できる方法を模索中である。</p>
<p>9. 説明義務</p>	<p>(商品先物取引業者等の監督の基本的な指針)</p> <p>(契約締結前の書面交付) 法第 217 条第 2 項の規定により、顧客の承諾を得てインターネットを介して顧客に記載事項を提供する等の電磁的方法で代替することができ、商品先物取引の仕組みの説明をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、</p>

<p>課題・問題点</p> <p>客が理解した旨及び説明方法を確認することにより行われる必要がある。 ⇒【対応策等の考え方】 上記の監督指針に則した方法により対応することが可能と考えられます。</p>	<p>現状及び対応策等の考え方</p>
<p>10. 法定帳簿 (意見なし)</p>	
<p>11. 内部管理体制・社内規則</p> <p>① スマートCXのロスカット注文が約定しなかった場合、原則として30分以内に取引所に対して市場外取引の申請が必要となる(「ストップロス取引に係る申出書」注記)ためできる限りリアルタイムに近い監視が必要になる。しかし、現バンダーでは上記内容のシステム対応ができていないため、現在はマンパワーでの監視が必要であり、かなりの精神的な負担とストレスになっている。</p> <p>また、スマートCXにおいて任意の仕切注文を出し、それが約定しない場合には、ロスカット注文の出し直しが必要になるが、その際に注文が出ない、又は出し直した注文内容に誤りがある等の問題が生じている。社内体制で対応することに限界があると思われる。</p> <p>近々、新バンダーのシステムに移行する予定だが、上記2点の問題が解消されることはなく、今後も課題として残るものと思われる。</p> <p>② 今回の法改正に伴い、多くの規定の変更等が必要となり、かなり多くの時間を要した。</p> <p>③ 証拠金の頻繁な変更における顧客への対応、サーキットブレーカーの発動により未収金発生リスクの解消のため、現在証拠金管理を含めた見直しを行っている。</p>	<p>⇒【対応策等の考え方】 スマートCXのストップロス取引に係る申出について、各取引参加者においては、以下の点も考慮のうえ対応する必要があります。 1. 取引所においては、自己・委託の建玉、委託者の損益を確定させるため、当日の申出の最終期限を立会終了の15時30分から30分後の16時としています。 しかし、全ての申出をまとめて行おうとすると最終期限に間に合わないことから、申出はその都度行っていくこととされています。 2. これに加え、ストップロス取引の成立時刻はコンパウトされた注文がキャンセルされた時刻であるところ、この時刻と申出時刻が開けは開くほど、キャンセルされた時点の値段と実動値段が乖離し、委託者に不信感を抱かせることにもなりかねないことから、できる限り速やかな処理が求められています。 3. なお、この「申出処理を行うためだけに」夜間常駐することまでは求められておりません。</p>
<p>12. 証拠金制度</p> <p>① 3月中に証拠金の臨時変更が複数あり、その都度の通知及び対応(特に対面取引顧客への対応)について、時間的ロスが多大なものであった。 ② 翌日には定時変更を控えていた2月の最終営業日に1銘柄について1日だけの臨時変更が行われた。規定に基づく措置とはいえ、柔軟に対応すべきではないか。</p>	<p>[JCCCH]における対応] SPAN証拠金については、JCCCHにおいて以下の対応が図られています。 1. SPANパラメータの定時見直しについて 定時見直しを月次から週次に変更することについては、清算参加者へのアンケートにおいて賛否がほぼ同数であったことから、SPAN証拠金制度導入からの経過期間等を勘案し、引き続き市場動向、運用状況を注視しつつ、当面の間、現行どおり月次により行う。</p>

<p>課題・問題点等</p> <p>また3月には7回の変更が行われたが、変更根拠を示さないと委託者は違和感がありである。 ③ 緊急の見直しが発令したが、証拠金は事前預託とされているため、JCCCHの発表の翌日中には委託者に周知しなければならず、時間的余裕がない。 ④ SPANパラメータの定時見直しが増え、変更実施までの営業日数(現状は発表翌夜日開立会いから)も短く、委託者に対する周知が大変である(社内システムも同様)。証券系清算機関方式(週末にSPANパラメータの設定、翌々週1週間適用)の採用を希望する。 ⑤ 市場流動性の低下により、大きな価格変動を呼び込むこととなり、そのことにより証拠金が上昇した。そのことが注文の減少につながり、さらに市場の流動性を減少させている。また、度々の証拠金変更の委託者への通知に苦慮している。 ⑥ 現行の証拠金制度は複雑すぎて一般投資家に馴染まない。</p>	<p>現状及び対応策等の考え方</p> <p>2. 翌月適用PSSRの暫定計算値の提供 毎月15日に、翌月に適用となるPSSRの暫定計算値をJCCCHのホームページに掲載する。(5月分暫定計算値から実施)</p>
<p>① 植動きが激しいときは、CBが発動しても再開後、さらに価格が大きく変動し、証拠金でカバーできない状態となってしまうが、建玉の強制決済は証拠金の不足請求を行い、それが入金されなかった後でないといけないため、過大な未収金リスクが生じる。(同意見1件)</p> <p>② 発生頻度が高い。 ③ 板の薄い銘柄や、限月で商いをしようとしたときに希望の価格で成立させることが困難であることから、オーダーを出しにくくなっており、結果取引量の低下を招いている一因ではないか。</p>	<p>取引証拠金の不納による取引の処分(受託契約準則第14条) 受託取引参加者は、委託を受けた取引につき、委託者が第11条及び第11条の2の規定による取引証拠金を所定の日時までに差し入れ又は預託せず、かつ、どの取引について処分を行うかにつき委託者の指示がないときは、当該委託を受けた取引の全部又は一部を当該委託者の計算において監売又は買戻しにより、任意に処分することができる。 ⇒【対応策等の考え方】 1. 受託取引参加者が不足証拠金の預託時限を短縮(前倒し)する、又は、特約により、値洗損失が受託取引参加者と委託者との間で予め定められていた金額に到達した時に全ての建玉を処分する等の対応により未収金リスクを低減することが考えられます。 2. CBの運用において、CB発動回数を限定する、CB幅を抑制する等について検討することが必要と考えられます。</p>
<p>13. サーキットブレーカー</p> <p>① 植動きが激しいときは、CBが発動しても再開後、さらに価格が大きく変動し、証拠金でカバーできない状態となってしまうが、建玉の強制決済は証拠金の不足請求を行い、それが入金されなかった後でないといけないため、過大な未収金リスクが生じる。(同意見1件)</p> <p>② 発生頻度が高い。 ③ 板の薄い銘柄や、限月で商いをしようとしたときに希望の価格で成立させることが困難であることから、オーダーを出しにくくなっており、結果取引量の低下を招いている一因ではないか。</p> <p>14. その他 ⇒日商協事務局に統一経理基準の検討方を依頼していただきます。</p>	<p>⇒日商協事務局に統一経理基準の検討方を依頼していただきます。</p>

【参考】金融デリバティブ取引における顧客資産の分別保管

金融商品取引業者等は、デリバティブ取引に係る顧客資産について以下の分別管理を行わなければならない。

1. 有価証券関連デリバティブ取引

*デリバティブ取引に関する専門的知識・経験を有する者（金業者、適格機関投資家等）、資本金10億円以上の株式会社を相手方とする店頭デリバティブ取引に係る顧客資産は分別保管の対象から除かれる。（金業等府令第137条の2）

*顧客の証拠金等が金融商品取引業者等を通じて金融商品取引所に預託される場合には、当該証拠金等は当該金融商品取引業者等が分別管理すべき対象となる。（平成19年7月31日 金融庁パブコメ回答）

- (1) 金銭（金商法第43条の2第2項、金業等府令第141条）
信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（2.の信託と区分して管理）
- (2) 有価証券（金商法第43条の2第1項、金業等府令第136条）

以下の方法により分別管理

- ①自己で保管（顧客のものと同様のものとの保管場所を区分し、どの顧客のものであるかが直ちに判別できる状態）
- ②第三者に保管（①に同じ）
- ③自己で混蔵保管（顧客のものと同様のものとの保管場所を区分し、各顧客の持分が帳簿で直ちに判別できる状態）
- ④第三者に混蔵保管（③に同じ）、など

2. 通貨関連デリバティブ取引

*外国為替取引業務を行う法人が為替ヘッジのために行う店頭デリバティブ取引を除く。（金業等府令第143条第3項第2号）

- (1) 金銭（金商法第43条の3第1項、金業等府令第143条第1項第1号）
信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（1.の信託と区分して管理）
- (2) 有価証券（金商法第43条の3第1項、金業等府令第144条）

1.（2）に同じ

3. その他のデリバティブ取引

- (1) 金銭（金商法第43条の3第1項、金業等府令第143条第1項第2号）
 - ①銀行等への預金・貯金
 - ②金銭信託（元本補てん契約のあるもの又は信託契約により顧客資産が保全されるもの）
 - ③カバ―取引相手方への保証金の預託（他の金業者等、登録金融機関以外の銀行

等又は金融商品市場においてカバ―取引を行った場合で、それらの者に預託したとき）

- ④店頭デリバティブ取引の媒介等の相手方への保証金の預託（他の金業者等又は登録金融機関以外の銀行等を相手方として媒介等を行った場合で、それらの者に預託したとき）

(2) 有価証券（金商法第43条の3第1項、金業等府令第144条）

1.（2）に同じ

以上

「受託環境の改善に関する調査」における会員意見（要旨）

会員各社に実施した「受託環境の改善に係るアンケート」及びヒアリングでお願いかせいたいただいた意見を集約し、整理したものです。

I. 監督指針の見直しが必要となるもの

I-1. 「顧客の適合性」(監督指針Ⅱ-4-2) 関連

1. 投資可能資金額 (監督指針Ⅱ-4-2-(4)①イ等)

個人顧客からの受託において把握することが求められている「投資可能資金額」は廃止すべきである。

(理由)

- ① 前法法の対象業務が「国内」「海外」「店頭」に拡大したが、その区分ごとに、または横断的に投資可能資金額を定めることは実務上煩雑であり、現実的ではない。
- ② 金商法の監督指針では「投資可能資金額」は求められておらず、商品・金融の双方を取引する顧客を考慮すると、金融商品取引との整合性が必要である。
- ③ ネット取引は「投資可能資金額」を申告してもらっても必要はないのではないか。
- ④ 申告を忌避する顧客が多い。

2. 「不適当と認められるおそれのある勧誘」の例示 (監督指針Ⅱ-4-2-(4)②ロ)

(1) デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘は「不適当と認められるおそれのある勧誘」の対象から削除すべきである。

(理由)

- ① 「デリバティブ取引の経験がないこと」を、適合性において「不適当と認められるおそれのあるもの」の類型に含める妥当性があるとはいえない。(「一定以上の収入を有しない者」や「高齢者」と同等とはいえない。)
 - ② 不招請勧誘が禁止されている現状においては、デリバティブ取引未経験者への勧誘は、ア)損失限定取引、イ)当該顧客から勧誘の要請があったとき、に限られるため、それらの勧誘を「不適当と認められるおそれのある勧誘」に含める必要はない。
 - ③ 監督指針において「不適当と認められるおそれのある勧誘」の一つに例示されていることよって、許されている前記②の勧誘が不適当とされる可能性がある。
 - ④ 「不適当と認められるおそれのある勧誘」の例示は「個別項目だけで顧客の属性の判断をしていただけでなく」(パブコム回答 70) とされているが、個々に列挙されているため個別に適・不適を評価されることが懸念される。
 - ⑤ 委託者の取引については、各社において顧客の適合性を踏まえた顧客管理を行っているところであり、それによりデリバティブ取引未経験者の取引についても十分かつ適切な顧客保護が図られるものと考ええる。
- (2) 「一定以上の収入を有しない者」「高齢者」における数値基準 (例えば、年間 500 万円以上)「例えば、年齢 75 歳以上」の例示は削除していただきたい。

(理由)

監督指針パブコム (回答 71~76 共通) では「顧客の適合性を総合的に判断するための例示であるため、顧客保護の観点を踏まえた審査基準により適合性を判断することを妨げるものではありません」とされているが、監督指針において「なお、年収 500 万円以上、年齢 75 歳未満の顧客であっても、適切に顧客情報を審査しなければならぬ」と記されている等、絶対的な基準として解されている。

(3) 顧客の適合性は、各社が顧客の属性を総合的に考慮して判断できることを改めて確認したい。

3. 適合性に関するその他の意見

(1) 顧客情報の虚偽申告への対応

顧客が適合性に関する顧客情報を虚偽申告した場合に、後にそれが判明し、争点とならないよう、顧客に事実の告知義務があることを明示できないか。

また、顧客からの虚偽の告知があった場合には、当該告知に基づき適合性を遵守している限り、取引の責任は顧客にある旨を明確にできないか。

(2) 商品取引契約を締結する目的

「商品取引契約を締結する目的」は利益の追求以外に想定し難く、顧客の運用方針やリスク許容度等も相場状況等によって変化することがあるので、例えば、「投資予定額」等に改めるほうが実際的ではないか。

I-2. 「勧誘」(監督指針Ⅱ-4-3-1) 関連

1. 断定的判断の定義の明確化 (監督指針Ⅱ-4-3-1(1))

「断定的判断」に該当するか否かは顧客の属性等を勘案して判断されるとあるが、先業者のコンプライアンスの適正性を判断するうえで、定義を明確化し一定の基準を示すことが有用ではないか。

2. 再勧誘を行うことができる時期の明確化 (監督指針Ⅱ-4-3-1(2))

再勧誘の禁止に抵触しない時期を監督指針において示していただきたい。

* 日商協の「商品先物取引業務に関する規則第 18 条第 1 項に基づく留意事項」では、「商品先物取引の取引期間 (限月) は最長でも 1 年であり、かつ、商品の価格・需要動向は季節や天候、作柄等によって変動するという性質に鑑み、概ね 1 年が経過した場合は、実質的に別の契約であると考えられる場合もある」との考え方が例示されている。

* また、特定商取引法でも、商品等の契約期間の経過、季節ごとの商品の入れ替え等商品等の性質に鑑みて相応な期間が経過した場合は、実質的に別の商品等の契約であると考えられる場合もあるとの運用指針が示されている。

3. 勧誘を受ける意思の確認 (監督指針Ⅱ-4-3-1(4))

勧誘の要請があった顧客に対しては、あらためて「勧誘に先立っての告知」及び「勧

誘の意思確認」をしなくても勧誘を行うことができるとすべきである。

4. 不招請勧誘の禁止（監督指針Ⅱ-4-3-1(5)）

(1) 勧誘の要請の確認方法

顧客から勧誘の要請を受けたことの確認書面について、あらかじめ印字された書類に署名するか、アンケートで「お客様の自発的意思によって、商品先物取引の勧誘を希望しましたか？」等の設問に「YES」「NO」で答えてもらう等の方法を認めていただきたい。

顧客から勧誘の要請を受けた際に、さらにその旨を自書で求めることは顧客に過剰な負担を課すだけでなく、顧客から契約を断られることさえある。

*監督指針では確認書面は求められていないが、顧客の能動性を明らかにするうえで全文自書が望ましいとの指摘がある。

(2) 資料請求者等に対する商先業者からのアクセス機会の増大

資料請求やインターネット等で問合せしてきた顧客、紹介を受けた顧客等商品先物取引に関心を抱いていると考えられる顧客に対しては、商先業者から電話をかける等により、取引を行う意向があるかどうかを尋ね、また（顧客から希望しない旨の意思表示がなければ）取引に関する説明を行うことができるようにすべきである。

*不招請勧誘の禁止において、勧誘とは「商品取引契約の締結を目的とした勧誘受諾意志の確認や適合性の確認を含む一切の行為をいう」とされているため、勧誘の要請がなければ顧客に取引の意向確認や説明はできないと考えられている。

(3) セミナー参加者に対する商先業者からのアクセス機会の増大

勧誘目的を明示したセミナーへの参加者は勧誘があることを承知して参加しているのであるから、当該参加者に対しては、改めて勧誘受諾意思の確認を行うことなく、勧誘ができることとすべきである。

また、当該セミナーの参加者に対しては、後日の勧誘もできることとすべきである。
*勧誘目的を明示したセミナー参加者について、政令パブコメ116では「勧誘を受ける意思の有無や、当該顧客の適合性の確認を行った後は、当該顧客に対して勧誘できるという理解でよいか」との質問に「貴見のとおりと考えられます」と回答している。また、参加者に対するセミナー後の勧誘が認められるか否かは明確にされていない。

Ⅰ-3. 「顧客への説明」(監督指針Ⅱ-4-3-2) 関連

1. 経済合理性に欠ける商品等の説明（監督指針Ⅱ-4-3-2(1)②ト）
顧客にとって「経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘」についての説明が求められているが、取引所取引において該当する商品や取引は想定できないので削除すべきである。

2. 手数料に関する説明（監督指針Ⅱ-4-3-2(5)③イ(a)(エ)）

「対面取引、インターネット取引や取引数量の大小等に応じて異なる手数料体系を採用している場合には、その概要についても説明」することとされているが、手数料は自由化されていること、対面取引とインターネット取引は別契約であることに鑑み、あら

かじめ「リスク開示書面」等において手数料の下限と上限を開示している場合にあっては、再度、取引形態ごとの手数料の説明を要しないこととしていただきたい。

3. 顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合（監督指針Ⅱ-4-3-2(5)③ハ(a)）

商品取引の経験者からは理解しているので説明は不要と云われることが多く、それでも説明しようとするの嫌がられることもあるので、「説明は不要」との意思表示があった場合は、説明を要しないこととしていただきたい。

*監督指針パブコメでは「顧客が説明不要と意思表示した場合においても、顧客保護の観点から説明義務を免除することは適当でないと考えられます」と回答されている。（回答116）

Ⅰ-4. その他

1. 「勧誘」と「説明」の区別の明確化

適合性の原則においては、「客観的な事実の確認のみを行うなど、顧客の意思決定に影響しない説明を行い、顧客が自己責任に基づき委託等の意思決定を行っている場合は「勧誘」には該当しない」と記されている一方、不招請勧誘の禁止においては、勧誘とは「商品取引契約の締結を目的とした勧誘受諾意志の確認や適合性の確認を含む一切の行為をいう」とされ、勧誘の要請がなければ顧客に取引の意向確認や説明はできないと受け止められている。

このため、顧客は商品取引の説明を受ける前に、勧誘を受けようとする意思があるか否かを問われることになるが、その段階でたとえ商品取引に関心があつたとしても）勧誘を受けようとする意思があるか否かをあらかじめ確認することが求められているが、唐突に年齢や収入等を問うのは非現実的であり、無理がある。顧客に取引の意向を問いたり説明を行いつつながら、対話の中で顧客の情報を把握していくステップが必要である。

不招請勧誘の禁止において、顧客への「不意打ち的な勧誘」は禁止されるべきであるが、商品取引に関する正しい知識を得て自由な投資判断ができる情報アクセスの機会が提供されることが阻害されることのないよう、勧誘に至る前に「説明」が行えるようにすべきである。

2. 顧客の自己責任の確立

委託者保護は当然であるが、委託者の「自己責任」も明確にすべきである。

3. 対面取引と電子取引等の指針の区別化

対面取引に係る監督指針と電子取引・コールセンター取引に係る監督指針を区別する必要のある項目については、区別を明確にすべきである。

II. 主務省令等の見直しが必要となるもの

1. 外国商品市場取引等に係る分離保管義務について（省令第98条の2関連）

(1) 外国商品市場取引において、顧客財産が清算機関に預託されていることが確認できないため、当該清算機関のクリアリングメンバーに預託されている場合には保全対象財産から除外できないこととしていただきたい。

* 省令パブコメでは「外国商品市場取引に関し、委託者等から預託を受けた金銭等のうち、外国において適法に保管された財産の一部については、分離保管義務の対象にならないものと考えられます」との回答が示されている。(247、248 共通)

(2) 店頭商品デリバティブ取引において、商品取引清算機関又は金融商品取引清算機関、若しくはこれらに相当する外国の機関に預託された取引証拠金については保全対象財産から除外できることとしていただきたい。

2. 顧客からの注文指示の適用除外行為の拡大（省令第102条関連）

(1) 当業者や特定委託者からの受託について、法第214条第3号（顧客の指示を受けないで委託を受けること）の適用除外行為としていただきたい。（理由）

取引時間が長く流動性が乏しい現状のザラバ市場において、当業者等（特に、専従の市場担当者を持たない中小事業者）から値段、枚数等について一定の範囲での包括的な注文要請がある。

* 現在は、省令第102条において、以下の受託が適用除外とされている。

- ① 外国商先業者であって、外国子会社・外国親会社等であるものからの国内・外国商品先物取引の受託
- ② 非居住者からの国内・外国商品先物取引の受託
- ③ 居住者（個人を除く）からの外国商品先物取引の受託
- ④ プログラム売買によって一定の損失・利益が生じた際に取引が終了する契約による国内・外国商品先物取引の受託

(2) 限月間スプレッド取引や商品間スプレッド取引等において、一定の条件に基づいて売買注文を行うことについて顧客から要請があった場合には、法第214条第3号（顧客の指示を受けないで委託を受けること）の適用除外行為としていただきたい。

3. 不招請勧誘禁止の例外的範囲拡大（省令第102条の2関連）

省令第102条の2に規定する者（自社において、不招請勧誘の禁止対象となる商品取引契約及び店頭金融デリバティブ取引契約を締結している者）以外の者に対する勧誘についても、不招請勧誘の禁止の例外としてほしい。

- ① 自社でのスマートCCX経験者
- ② 他社での商品先物取引経験者
- ③ 他社での店頭金融デリバティブ取引経験者
- ④ 自社・他社を問わず、レバレッジ取引経験者

4. 商品先物取引仲介業への不招請勧誘禁止の例外的準用（省令第102条の2関連）
不招請勧誘禁止の例外となる「継続的取引関係にある顧客」について、商品先物取引仲介業者が契約の仲介を行った顧客も対象となるよう、規定を整備していただきたい。

5. 両建取引の緩和（省令第103条第1項第9号）

(1) スプレッド取引は有効な投資手法であり、同限月・同枚数の両建以外は禁止行為から除外すべきである。(JCCCHのSPREAD証拠金もリスクが限定的であることから低額に設定されている。)

(2) 両建は新規委託者にとっても損失ヘッジに有効な手段であり、禁止行為から除外すべきである。(くりっく365では同枚数部分の証拠金は不要であり、取引所の定率会費も徴収されない。)

* 同限月・同枚数の両建は、法第214条第8号において「勧めること」を禁止行為とし、限月又は枚数を同一にしない両建は、省令第103条第1項第9号において「理解していない顧客（特定委託者・特定当業者を除く）から受託することを禁止行為」としている。

6. 店頭商品デリバティブ取引における取引先リスク額の算出（告示第9条関連）

(1) 店頭商品デリバティブ取引において、商品取引清算機関だけでなく、金融商品取引清算機関又はこれらに相当する外国の機関によって債務の引受けが行われることがあるため、告示第9条第1項第1号に係る「注5」において、商品取引清算機関に加え、金融商品取引清算機関又はこれらに相当する外国の機関によって債務の引受けが行われた取引も除くこととしていただきたい。

(2) 告示第9条第3項に係る「注6」において、外国の清算機関についても適格格付けを付与された者とみなすこととしていただきたい。

Ⅲ. 現行の監督指針・主務省令等により対応可能と考えられるもの

1. 顧客の知識・経験（監督指針Ⅱ-4-2-(4)①イ）
顧客の知識、経験については他社での取引経験の有無だけでなく、FX取引などのデリバティブ取引の経験も考慮できるようにするのが望ましい。
⇒ 適合性における経験については「商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度」と記されており、FX取引等の経験も考慮できるものと考えられる。
2. 適合性に係る顧客からの書面提出
(1) デリバティブ取引の経験があることを証明する資料を顧客から提出してもらう必要はない旨を監督指針等に明記することはできないか。
(2) 「不適当と認められるおそれのある勧誘」に関して、顧客から自筆申出書及び資産証明書の提出を求める審査体制を現在も継続しているが、経験客からは不満も多く、逆に契約を断られるケースもあるため、これの改善を考えているが、認められるか。
⇒ 監督指針においては顧客から証明書等の書面提出は求めておらず、各社の判断により対応が可能と考えられる。
3. 迷惑な時間帯での勧誘（監督指針Ⅱ-4-3-1(3)）
取引時間が深夜、早朝まで行われていることから、顧客によっては深夜、早朝の時間帯への勧誘ができることとしていただきたい。
⇒ 監督指針において「顧客の事前的な指示又は承諾に基づく場合」は除外されている。
4. 損失限定取引に係る説明（監督指針Ⅱ-4-3-2(1)②二）
通常取引のメリットを強調しないことを前提に、損失限定取引の勧誘段階において通常取引の説明ができることを明らかにしていただきたい。
⇒ 当該説明に関しては、監督指針パブコメに対し「取引証拠金を上回る損失が発生するおそれのない取引について勧誘する場合であっても、取引証拠金を上回る損失が発生するリスクについて説明する必要があるものと考えられます」との回答が示されている。（回答98）
5. 差玉向かいに係る説明義務（監督指針Ⅱ-4-3-2(6)）
故意に委託玉に対当させる自己玉は存在しないはずなので、差玉向かいの説明は撤廃すべきである。
事前交付書面等において「商先業者は自己取引を行うことがある」旨を記載すること足りるのではないか。
⇒ 省令パブコメでは「商先業者に対し、同一の内容の委託玉と自己玉の数量が対当する取引が行われる可能性がある場合すべからず、事前説明義務を課すことは適当では

ないものと考えられます」（回答301）、また「故意に行われたものでないことが客観的かつ明らかに説明可能である場合については、施行規則第103条第1項第21号（差玉向かいの説明義務）に該当しないものと考えられます」（回答310）と回答されており、故意に対当させたものでなければ説明義務はないと考えられる。

6. プログラム売買に対する注文指示の適用除外（省令第102条関連）
株式ではアルゴリズム取引、FXでは自動売買というシステムで取引が行われているが、商品先物取引でも各商先業者が独自のノウハウをプログラムミングしたシステムにより売買を行うことに委託者が同意した場合には、システムによる自動売買が行えるようにしていただきたい。
⇒ 省令第102条第4号により、プログラム売買での受託は可能と考えられる。

IV. その他

1. 注文執行における個別発注方法の緩和
高速システムに対応するため、成立注文の割当を合理的方法を定めて行うことを前提に、複数の顧客からの売買注文を一括して市場に発注することを認めていただきたい。
2. 証拠金の設定の見直し
 - (1) 取引証拠金の設定
 - ① 価格が値下がりしたときは証拠金を引き上げないようになりたい。現在は価格の変動率で証拠金が決められているが、値下がりがしたときに引き上げると、買い方が多い個人委託者の証拠金不足にさらに追い討ちをかけることになる。制度の運用において、営業の現場の声も聞いてほしい。
 - ② 証拠金が高額の期間が長すぎる。CB幅内の値動きとなったときは直ちに引き下げ等の措置を講じてほしい。
 - (2) 受渡証拠金の設定
市場活性化の一助とするため、受渡証拠金（現在は受渡代金の5～10%）を減額してほしい。（当業者から受渡証拠金の減額の要望がある。）
3. CBの運用の見直し
CBを無制限に発動させることは委託者保護にならないと考えられるので、発動回数を限定すべきである。
4. 外国語版受託契約準則等の整備
受託契約準則や約諾書等の外国語版（英語、中国語等）を早急に整備してほしい。
* 英語版受託契約準則は東工取で作成済み。
5. 新商品の開発
現在、最も流動性のある金の損失ヘッジに利用できるよう「貴金屬指数」を早急に乗場すべき。（日経 TOCOM 指数は金の構成比率は低いため使いつらい。）
6. プロアマ規制の弾力化
プロとアマのギャップを埋めるため、取引に精通した一般投資家を「セミプロ」と位置付け利便性を高めることが必要ではないか。
7. 届出書類の簡素化
許可申請や役員変更等の届出時の添付書類が多すぎるので、簡素化していただきたい。
8. 不招請勧誘禁止の撤廃
トラブル件数等が大きく減少していることから、不招請勧誘の禁止を撤廃するよう求

めていってもよいのではないか。

金融デリバティブ取引においては、取引所取引には不招請勧誘の禁止は適用されないもので、これと横並びで商品デリバティブ取引においても取引所取引には適用しないこととすべきである。

9. 今後の取組課題

国際的に見ても、現在、商品先物市場はその機能・役割が高まっており、特にここ数年は各地の市場規模、取引高が急成長し、さらに重要度を増している。しかし我が国の商品先物業界、商品先物市場は、その世界の流れと逆行し瀕死の状態であり、このままだと消滅しかねない状況にある。
振興協会として、その最大の原因・問題はどこにあり、何であるかを明確にし、それによってどう取組むかを示してほしい。個々部分的な問題対処では原状打開は不可能であると考える。

以上

平成 22 年中の新規委託者の分布状況

国内会員 24 社に関する中間集計（平成 23 年 12 月 15 日時点）

① 22 年中の 新規委託者数	② ①のうち、他社で商品取 引の経験を有する者	③ ①のうち商品取引の経 験はないが、金融デリバ ティブ取引の経験を有 する者	②と③の合計
14,198 人	6,687 人	2,287 人	8,974 人
新規委託者に 占める割合	47.1%	16.1%	63.2%

度数分布

	②／①	③／①	(②+③)／①
10%未満	1 社	12 社	0 社
10～20%未満	3 社	5 社	1 社
20～30%未満	3 社	4 社	2 社
30%以上	17 社	3 社	21 社
合 計	24 社	24 社	24 社

以 上

主務省令等の見直しに係る要望（案）

1. 不招請勧誘禁止の範囲拡大（省令第 102 条の 2 関連）
 省令第 102 条の 2 に規定する者（自社において、不招請勧誘の禁止対象となる商品取引契約及び店頭金融デリバティブ取引契約を締結している者）以外の者であっても、不招請勧誘が禁止されているレバレッジ取引の経験者に対する勧誘についても、不招請勧誘の禁止の例外としていただくようお願いいたします。

（説明）

商品デリバティブ取引における不招請勧誘の禁止については、『営業の自由に対する制約の度合いが他の勧誘規制に比しても強いため、対象となる商品取引契約を政令により限定することとし、委託者保護に欠けるおそれのない場合として主務省令で定める行為については不招請勧誘の禁止の例外』（商事法務刊「逐条解説・商品先物取引法」）とすると、主務省令では、『①先物取引一般に係る知見を相当程度有しているものと考えられること、②当該業者と一定の信頼関係に基づいて取引を行っていると考えられること』(同) から、不招請勧誘が禁止されている商品取引契約及び店頭金融デリバティブ取引契約を締結している顧客に限って行われる商品取引契約の締結の勧誘が不招請勧誘の禁止の例外として規定されています。

しかしながら、この例外として規定されている取引類型に限らずとも、自社での取引に限らず、預託した取引証拠金等の額と同額又はこれを上回る損失を生じるおそれがあるレバレッジ取引の経験者であれば、先物取引一般に係る知見を相当程度有していると考えられます。また、それらの者の中には、より利便性の高い取引を行いたい等の理由から新たな取引業者との契約締結を模索又は歓迎する者がいる可能性もあります。これらのことに鑑みれば、そのような者に対する勧誘まで禁止することは、過度に過ぎる委託者保護ともいえるものであります。

なお、商品取引契約の締結の勧誘を受けた当該顧客が契約を締結する意思がない場合には、勧誘を断れば、再勧誘の禁止規定により委託者保護が図られるものと思料いたします。

2. 商品先物取引仲介業者への不招請勧誘禁止の例外的準用（省令第 102 条の 2 関連）
 不招請勧誘禁止の例外となる「継続的取引関係にある顧客」について、商品先物取引仲介業者（以下「仲介業者」という。）が契約の仲介を行った顧客も対象となるよう、規定を整備していただくようお願いいたします。

（説明）

法第 240 条の 16 第 1 号ハにおいて、仲介業者についても商先業者と同様に不招請勧誘が禁止されておりますが、同条に関しては、商先業者に対する不招請勧誘禁止の例外を定めた省令第 102 条の 2 に相当する規定が設けられていないため、仲介業者の行為においても商先業者の場合と同様に不招請勧誘禁止の例外が適用されるかが必ず

しも明確でありません。仲介業者制度は商先業者の意向に沿って業務を行うことを想定した制度でもあり、不招請勧誘禁止について、例外規定も商先業者に同様に適用されることを規定の整備により明確にする必要があると思料いたします。

3. 顧客からの注文指示の適用除外行為の拡大

- (1) 特定当業者・特定委託者からの受託（省令第 102 条関連）
 特定当業者・特定委託者からの受託を、法第 214 条第 3 号（顧客の指示を受けたい委託を受けることの禁止）の適用除外行為としていただき、顧客の指示を受けたい委託を受けるべき事項として省令第 101 条各号に規定されているものうち、第 1 号（銘柄）、第 2 号（取引の種類及び期限）及び第 5 号から第 7 号まで（売買の別、新規・仕切りの別、取引をする日時・注文の有効期限）に掲げる事項については当該顧客の同意を得た上で、第 3 号（取引枚数）及び第 4 号（約定価格等）に掲げる事項については商先業者が顧客の包括的な了解のもとにその詳細を定めることができるとしていただくようお願いいたします。

（説明）

当業者は、業として売買等を行う物品の価格変動リスクから解放されたいと考えておりますが、必ずしも商品先物市場を利用したリスクヘッジのための取引に精通している従業員を擁しているとは限らず、相場場の状況を子細に把握して具体的な注文を行う時間的な余力がない者も多く存在します（特に中小事業者）。そのような者からは、注文の際指示すべき事項として省令第 101 条で規定されている事項（①銘柄、②取引の種類及び期限、③取引枚数、④約定価格、⑤売買の別、⑥新規・仕切りの別、⑦取引する日時又は注文の有効期限）のうち取引枚数、約定価格、注文日時等の詳細については、注文の都度指示するのではなく、発注先の商先業者に事前に通知しておいた取引方針に従って取引できるようにしてもらいたいとの要請があります。このような要請に応えることは「産業インフラ」である商品先物市場におけるヘッジ取引の利便性を高める観点からも、有用であると思料いたします。

また、一任取引は、商先業者がその裁量権を濫用して手数料稼ぎを目的とした過大な数量または頻度の取引を行う弊害があること、取引主体者の意向が反映されないため公正な価格形成が阻害されるおそれがあること等の理由から主務省令で規定する一定の場合以外には禁止されているところ（法第 214 条第 3 号、省令第 102 条）、顧客を特定当業者・特定委託者に限定し、一任できる事項を顧客の取引方針に基づいての「取引数量」及び「約定値段」に限定すれば、原則禁止としながらも委託者の保護に欠けるおそれのない一定のケースに限って禁止規定の適用を除外する本規定の趣旨は確保できるものと思料いたします。

（参考）

*現在在は、省令第 102 条において、以下の受託が適用除外とされています。

- ① 外国商先業者であって、外国子会社・外国親会社等であるものからの国

内・外国商品市場取引の受託

- ② 非居住者からの国内・外国商品市場取引の受託
- ③ 居住者（個人を除く）からの外国商品市場取引の受託
- ④ プログラム売買によって一定の損失・利益が生じた際に取引が終了する契約による国内・外国商品市場取引の受託

(2) プログラム売買による受託（省令第102条第1項第4号関連） 【項目追加】

一定の事実が発生した場合に売買シグナルを出すコンピュータプログラムに従った処理により行われる取引について、当該プログラムによる処理その他のあらかじめ定められた方法に従った処理により商先業者が取引を執行することを内容とする契約を畫面により締結することを前提として、受託できることとしていただくようお願いいたします。

(説明)

省令第102条第1項第4号では、顧客からの注文指示の適用除外行為の一つとして、委託者があらかじめ定められた額の損失又は利益が発生した場合において、電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により取引を決済することを内容とする契約を畫面で締結することにより受託できることとされており、一定の事実が発生した場合に売買シグナルを出すコンピュータプログラムに従って「新規の取引」ができる旨は定められておりません。

証券・金融取引では、日経225先物・オプション取引等の有価証券デリバティブ取引、外国為替証拠金取引等において、コンピュータプログラムが売買のタイミングを判断して自動的に発注するサービスを提供する業者が存在します。このサービスを可能ならしめているのは、「顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格（デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項）のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者等がこれらに従って取引を執行することを内容とする契約」を畫面により締結することを求める規定（金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第21号）等が整備されていることによります。

このようなプログラム売買は、投資は行いたい市場動向等の分析をする十分な時間がない顧客や、自ら投資判断をして収益をあげる自信のない顧客（初心者や投資成績が芳しくない者）等に対するサービスマンとして一定の需要があると考えられるところ、顧客サービスマンの一環として関連規定を整備することが必要であると思料いたします。

(3) スプレッド取引の受託（省令第102条関連）

限月間スプレッド取引又は商品間スプレッド取引の受託を、法第214条第3号の適用除外行為としていただき、顧客の指示を受けなければならない事項について、省令第101条第4号「約定価格等」に代え、「2つの限月又は2つの商品の間の価格差」の指

示により受託できることとしていただくようお願いいたします。

(説明)

限月間スプレッド取引や商品間スプレッド取引は、2つの限月又は2つの商品の間の価格差の拡大・縮小により利益を得ようとする取引手法であることから、その価格差をもって注文指示を行うことは合理性があると思料いたします。

4. 限月間スプレッド取引に係る禁止行為の削除（省令第103条第1項第9号）

限月間の価格のサヤの拡大・縮小による利益を追求するスプレッド取引は有効な投資手法であるので、本号の禁止行為から削除していただくようお願いいたします。

(説明)

限月間スプレッド取引は、価格変動に一定の相関性を有する2つの銘柄の一方を買い、一方を売ることで、その値差の縮小から利益を得ようとする取引手法であるところ、本規定は商先業者が手数料稼ぎ等を目的として建玉の決済よりも取引規模の拡大につながる両建を勧めた結果、顧客の損失が拡大する等トラブルが頻発したことから、これを防止する目的で定めた法第214条第8号の同限月・同枚数の両建についての特許禁止の潜航行為を防止するためのものと思料いたしますが、①同種の規定は金商法には存在しないこと、②リスクが限定的であることからJCHのस्पレード証拠金も低額に設定されていること、等を踏まえて当該取引については、禁止行為に規定するのではなく、商先業者の説明義務として規定すべきであると思料いたします。

5. 外国商品市場取引等に係る分離保管義務について（省令第98条の2関連）

(1) 外国商品市場取引においては、当該取引の清算を行う清算機関のクリアリングメンバーに預託していることをもって保全対象財産から除外できることと明確にしていただくようお願いいたします。

(説明)

外国商品市場取引についての保全対象財産が除外できるものについては、商品市場における取引の場合「外国において相当するもの」と規定されているところ、清算機関のクリアリングメンバーに預託した取引証拠金については、商品市場における取引の場合に商品清算取引機関に預託された場合と同等の保全の状況にあり、それが保全対象財産から除外されるか否かが現行規定では必ずしも明確にはされていません。

なお、省令パブリックでは「外国商品市場取引に関し、委託者等から預託を受けた金銭等のうち、外国において適法に保管された財産の一部については、分離保管義務の対象にならないものと考えられます」との回答が示されており、(247、248 共通)

(2) 店頭商品デリバティブ取引において、商品取引清算機関又は金融商品取引清算機関、若しくはこれらに相当する外国の機関に預託された取引証拠金については保全

対象財産から除外できることとしていただいております。

(説明)

世界の取引所を見るに、SingaporeのS G X Asia Clear、CMEのClearPortに代表されるように、店頭商品デリバティブ取引において取引に係る清算を清算機関に委ねるケースは稀ではありません。また、店頭取引の清算を清算機関に委ねるべきであるとする世界での議論があること、顧客と商先業者との間の債権債務が清算機関に移転される点においては取引所取引と何ら変わりがないことに鑑みると、店頭商品デリバティブ取引の清算を清算機関に委ねるために当該清算機関に顧客から預託を受けた証拠金等を預託した場合は、当該預託した証拠金を保全対象財産から除外できることとすることが取引の実態に即して合理的であると思料いたします。

6. 店頭商品デリバティブ取引における取引先リスク額の算出 (告示第9条関連)

(1) 店頭商品デリバティブ取引において、商品取引清算機関だけでなく、金融商品取引清算機関又はこれらに相当する外国の機関によって債務の引受けが行われることがあるため、告示第9条第1項第1号に係る「注5」において、商品取引清算機関に加え、金融商品取引清算機関又はこれらに相当する外国の機関によって債務の引受けが行われた取引も除くこととしていただいております。

(説明)

世界的には、取引所や清算機関において原資産が商品 (Commodity) であるか金融商品 (Financial Instrument) であるかを問わず、同一の機関 (House) で取引されない清算が行われている場合があります。また、将来的には、商品取引の清算を金融商品取引清算機関で行うことも想定されます。これらに対応するため、上記の規定整備を行う必要があると思料いたします。

(2) 告示第9条第3項に係る「注6」において、外国の清算機関についても適格付けを付与された者とみなすこととしていただいております。

(説明)

世界における店頭取引の実態として、外国の清算機関を取引の相手方とすることがありますが、現行制度では、国内の清算機関を利用する場合と異なり、高めのリスクウェイトが適用されてまいります。

商先法省令パブコメ 643,644 では、「商先業者等」には外国の法令に基づく商品先物取引業者に相当する者を含む旨記載され、本件においても国内の商品取引清算機関、金融商品取引清算機関が対象とされていることに鑑みれば、外国の清算機関を国内の清算機関と区分して取り扱う理由はないものと思料いたします。

以上

商品市場の活性化策について

平成24年3月28日
日本商品先物振興協会

1. 商品先物業界に求められる規模の拡大

商品市場を活性化させるには、多様なプレイヤーが数多く市場に参入することでパイを拡大することが重要。

そのためには、

商先業者の新規参入と、顧客との接点・情報発信の窓口となる外務員の増加が必要。また信頼性向上のため財務基盤強化や外務員の知識の充実も図っていく。

	平成15年度末	平成23年末	
国内市場取引業者	97社	33社	約1/3に減少
同 外務員	14,894人	2,480人	約1/6に減少
委託取引の証拠金額	約5,100億円	約1,250億円	約1/4に減少
国内市場出来高	約1億5,579万枚	約3,452万枚	約1/5に減少
同 取組高	267万枚	39万枚	約1/7に減少



商先業者の新たな市場参入と外務員の増加を図るには、

- ①一定の市場流動性があること。
 - ②規制面で過度な制約がないこと。
 - ③取引システムなどに要する直接・間接の参入コストが低廉であること。
- ⇒ 魅力ある市場づくりへの環境整備が必要。

2. 市場の環境整備

【流動性の確保】

ベースとなる流動性を創り出すには一般投資資金の参入が不可欠。

- 投資金額は小額であっても、多くの投資家の参入が市場に厚みをつくることで流動性がもたらされる。
- 流動性がなければ当業者や機関投資家等の「プロ」も利用できない。産業インフラとしても機能しない。
- 外務員が15,000人から2,500人に減少し、投資家への情報発信や説明もできない。
- 現状のままでは一般投資資金が枯渇することが懸念される。



【規制の見直し】

市場の健全な発展のための投機資金参入のあり方について検討する必要がある。

投資への知識や関心が全くない人に対する勧誘と、レバレッジ取引や損失リスクを認識している経験者や、セミナーに参加するなど一定の関心を示している者に対する勧誘とは区別して考えるべきである。
(勧誘要請が明らかな場合等における勧誘受諾の意思確認の省略)
スプレッド取引やプログラム売買の利便性の向上も重要である。

3. 自己ディーリング、プロップ取引の増大

自己ディーリング・プロップ取引も市場流動性には不可欠。

- 現在は取引の大半が金に集中。金以外の銘柄は流動性が乏しいために、自己ディーリングやプロップなどが取引しづらく、参加が少ないのが現状。
- 石油・ゴム等は国内外の指標価格として当業者利用比率が高く、ディーリングやプロップの参入でヘッジ取引との相乗効果が期待できる。

	平成15年度	平成23年
金（標準+ミニ）	2,495万枚	1,939万枚
石油製品	6,833万枚	479万枚
ゴム	484万枚	326万枚



①純資産額規制比率のコモディティリスク値を軽減又は金の基準と同一に改定することが求められる。(コモディティリスクはネットポジションの15%+グロスポジションの3%、金はネットポジションのみ8%)

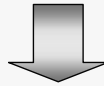
平成17年5月の「純資産額規制比率」導入により17年度の商品取引員の自己取引は前年度比35%減少(委託取引は19%減、市場会員自己取引は17%増)

②取引参加料(定率会費)のコストが低いことは、日計りなどの高頻度取引において重要(テコ入れすべき市場や限月について定率会費の調整などの検討)。

4. 当業者の利便性

産業インフラとして、当業者のヘッジ取引の利便性を高めることが重要。

しかし、現在の商品市場は流動性が乏しく、かつ、取引時間が夜間にまで長時間化したため、当業者にとって活用しづらいのが現状。特に中小の事業者はヘッジ担当者を専従させることが困難。



商品市場を利用したリスクヘッジを普及させるには、市場の流動性を高めるとともに、個々の注文指示を仰ぐことなく、当該事業者のニーズに応じたヘッジ取引を包括的に受託できるようにすることが必要。

現にヘッジ取引を行っている事業者からもニーズが高い。

5. 海外からの参入促進

海外参加者比率を高める取組も必要。

【海外参加者比率の証券・商品比較（平成23年）】

株式（東証・大証・名証合計）	売買代金ベース	53.2%
日経225先物（ラージ）	取引高ベース	61.1%
商品先物	取引高ベース	21.3%

- 日本独自の商品へのファンド組入れの関心や、アジア地域におけるゴム市場への関心は高い。
- マレーシアではCMEとの連携で海外玉が増加している。
- 中国では指定外国市場における取引が解禁される方向の可能性にある。



- ① 世界の主要取引所との連携
- ② 商品設計の国際化の検討
- ③ 取引所と事業者が連携した啓蒙活動の推進

6. 商品先物取引の認知度向上

商品先物取引を身近に感じてもらうことが必要。しかし現状は、

- 株価や為替と比較して商品先物の認知度が格段に低い。
- 業界規模の縮小により、商品先物取引に係る情報に接する機会が減少。
- 株やFXと仕組みやリスクが同じでも、ネット取引の普及に格差がある。

【インターネット取引口座数】（残高がある口座）

株式取引	1,148万口座
FX取引	62万口座
商品先物取引	2.6万口座



- ◇ マスコミへの理解・協力要請
- ◇ 関連団体等とのセミナー開催
- ◇ 商品取引関連出版物の発行
- ◇ ITによる情報発信強化
- ◇ 当業者団体等を通じたヘッジ取引への理解
- ◇ 投資顧問を通じた商品市場での年金等の運用
- ◇ 証券との税の一体化

⇒ こうした取組を業界一体で推進していく。

株式会社東京工業品取引所
代表執行役社長 江崎 格 殿

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅 一

流動性向上のための取引システム等の見直しに関する要望について

本会では、本年 6 月 10 日付け文書にて、板合せ取引及び立会時間等の見直しについての検討を要望いたしましたが、この見直しについて貴社と本会会員の協議をお願いしたところですが、この協議内容等を踏まえ、改めて、下記のとおり取引システム等の見直しについてその方向性をとりまとめました。つきましては、下記の見直しの方向に則してご検討いただきたく、何とぞご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ご検討にあたりましては、貴社と貴社の取引参加者との間において十分な意思疎通を図り望ましいコンセンサスが得られるよう、貴社において、取引参加者の実務に精通した方々を構成メンバーとする委員会等の検討の場を設置していただくことを、併せてお願い申し上げます。

記

【流動性向上のための取引システム等の見直しの方向性】

1. ザラバ終了時の引け板合せの導入について
流動性の増大につながるよう、より多くの約定成立が期待できる大証のマッチング方法を参考としつつ、日中立会終了時に板合せ取引を導入する。
2. シフト立会の導入について
商先業者の負担を考慮しつつ、CB（サーキット・ブレーカー）の限月間連動の廃止に伴うスケジューリング管理の変更に合わせて、シフト立会を導入する。
3. CB運用の見直しについて
CBの限月間連動を廃止する。
その際には、取引所のホームページにおいて、限月ごとのCB発動履歴（発動の時間、回数）及び現在値幅等を分かりやすく開示することとしたりうえで実

施することにご留意いただきたい。

4. MO（マーケット・オーダー）注文の約定機会増加策について
(1) 引け板合せ及びダイナミック・サーキット・ブレーカーの導入
(前記 1. に同じ)
(2) T A S（トレード・アット・セツルメント）の導入
取引所及び取引参加者の双方において相応なコストを要することが想定されるため、引続き、流動性増大への効果、システム対応における負荷等、導入する場面の課題についてご検討いただきたい。
(3) ブロック取引の利用
当事者の一方を投資信託・当業者に限定している使用制限の解除、小口化を含む一般投資家の利用等、流動性増大に向けたブロック取引の利便性についてご検討いただきたい。
5. 立会時間の変更について
流動性増大の観点から、立会時間を変更することについて、引続き、ご検討いただきたい。
6. NSCO（ノンスタンダード・コンビネーション・オーダー）注文等の改善について
NSCOの運用制約解除、SCO（スタンダード・コンビネーション・オーダー）のスプレッド板の提供について、商先業者の意見を踏まえつつご検討いただきたい。
7. 次期取引システムの検討等にあたってご考慮いただきたいことについて
次期の取引システムを検討するに際しては、他の取引所との統合等システムコストを引き下げたための抜本的な方策に加えて、以下のことについてご考慮いただきたい。
① 取引高が低迷している現在の市場の状況に鑑みれば、流動性（板の厚み）があることを前提とした約定ルールによる現行の取引システムを継続させることが妥当か否か（以前の成行注文全量約定を可能とする約定ルールについて再考いただくことを含む。）
② 取引高の低迷、並びに取引所及び取引参加者の経営の現状を考えたとき、高額なシステム投資を先行させることの是非。

以上



2011 東工取第 315 号
2011 年 12 月 28 日

日本商品先物振興協会
会長 岡 地 和 道 殿

株式会社東京工業品取引所
代表執行役社長 江崎 格



貴会要望書に対する回答について

貴会から受けました、本年 6 月 10 日付要望書「板合せ取引及び立会時間等の見直しに関する要望について」及び本年 9 月 26 日付要望書「流動性向上のための取引システム等の見直しに関する要望について」の内容につきまして、当社では貴会の方と 11 月 8 日及び 11 月 24 日に検討会を開催し、12 月 7 日には当社において市場運営委員会を開催して、貴会員以外の方も含めご意見を頂戴しました。その結果を踏まえ、当社の対応方針について、以下のとおりご回答申し上げます。

1. ザラバ終了時の引け板合せの導入について
商品先物市場では帳入値段を VWAP により決定することが国際標準となっており、取引参加者からもこのような決定方式が支持されていること、引け板合せによる約定値段を帳入値段とした場合、価格が操作される可能性があること、引け板合せ時間帯（セッション）を追加することによりシステム対応作業及びコストが当社及び取引参加者双方で発生すること等を踏まえ、現行システムでは引け板合せを導入しない方針とする。
なお、次期システムでは、引け板合せも対応できるよう配慮するが、帳入値段は引き続き国際標準の VWAP により決定することとし、帳入値段での取引を実現するための TAS（トレード・アット・セットルメント）取引の導入に繋げていく。

2. シフト立会の導入について
シフト立会の導入については、システム対応作業及びコストが当社及び取引参加者双方で発生することなどを踏まえ、現行システムでは導入しない方針とする。
次期システムでは対応できるよう配慮するが、取引参加者のニーズ、導入効果及び費用対効果等を十分検討したい。

3. CB 運用の見直しについて
CB の限月間非連動は 2012 年 1 月 4 日より全商品で導入する。
(本件については 2011 年 10 月 31 日に取引参加者に連絡済み。)
これに伴い、限月毎に CB が発動した際、当社ホームページに発動時刻及び発動回数を表示する。なお、現在価値の表示については、多くの取引参加者から対

応要望を受けたことから、今後、現行システムにおいて、実現の可否を含め検討する。

4. MO（マーケット・オーダー）注文の約定機会増加策について
(1) 引け板合せ及びダイナミック・サーキット・ブレーカー（DCB）の導入
引け板合せについては、上記 1. に同じ。
DCB については、次期システムでは対応できるよう配慮するが、ニーズ、導入効果等について十分検討したい。
- (2) TAS 取引の導入
帳入値段を VWAP により決定する主要な商品先物市場においては、帳入値段で取引成立させるニーズに対応できる TAS 取引が整備されているのが一般的であるが、TAS 取引は当社及び取引参加者のシステム対応費用が多額になること等から、次期システムで導入する方向で検討することとし、現行システムでは導入しない。
- (3) ブロック取引の利用
TAS 取引を導入するまでの間（現行システムの間）は、ブロック取引の緩和（利用対象者を大口の一般委託者などに広げること、対象限月を期先まで拡大すること）等を行うことを検討する。
5. 立会時間の変更について
立会時間については、市場（商品）の特性を考慮し、取引参加者・当業者の意見、当社及び取引参加者の費用対効果を踏まえ、今後も、必要に応じて見直しの検討を行う。
6. NSCO（ノンスタンダード・コンビネーション・オーダー）注文等の改善について
NSCO は、現在、同一市場に限って注文を受け付けているが、石油市場及び東京石油市場など、関連のある市場間の NSCO を実現できるよう、運用制約の見直し等を行い、現行システムで導入することを検討する。
また、SCO（スタンダード・コンビネーション・オーダー）を利用したスプレッド板の提供については、取引参加者等の意見やシステム対応費用等を考慮し、次期システムで導入する方向で検討する。
7. 次期取引システムの検討等にあたってご考慮頂きたいことについて
(1) 流動性（板の厚さ）があることを前提とした約定ルールによる、現行の取引システムを継続させることの妥当性

旧取引システムの成行注文全量約定を可能とする約定ルールを採用することはシステムの根幹に係ることであり、それに対応するためには、NasdaqOMX システム（他の海外取引所システムも同様）の設計思想の転換とともに、多大なコストダウン等の観点から、次期システムにおいても約定ルールを含め、極力、カスタマイズは行わないこととする。

また、現行システム稼働時から現在に至るまでの間に取引参加者等は現行の約定ルールに慣れてきていると思われること、海外の商品先物市場においても同様な仕組みであること、また、流動性の向上が最優先であるものの、それは成行注文全量約定により達成されるものではなく、多くの市場参加者の参入並びに魅力ある商品の上場及び取引環境の提供等によるものと考えることから、今後も現行の約定ルールを継続することとする。

(2) 高額なシステム投資を先行させることの是非

当社は、流動性向上のためには新たな参加者の参入が必要であり、証券及び金融市場とのシステムの親和性を高めることにより、当該市場で取引している者の参入促進が不可欠であると考え。

また、当社は国際標準の取引システムを採用することにより、国内外の取引参加者、プロップハウスやHFT（高頻度取引業者）等に対してグローバルな機能及び高い性能と信頼性等を提供していくことも続けていかねばならない。

これらに対応していくために、当社は取引所間競争に負けないよう、今後も必要なシステム投資は継続する方針であるが、取引高の低迷、当社及び取引参加者の経営などの現状も十分踏まえた上で適切な判断及び投資をしていく所存である。

以 上

「総合取引所」の創設に関する当協会のスタンス(案)

平成23年7月21日
日本商品先物振興協会

1. 基本認識

日本の商品先物市場を存続させ、その再生を図るためには、市場に高い流動性を呼び込むことが不可欠である。そのため、

① 商品先物取引法と金融商品取引法を統合して規制の一元化を図るとともに、監督官庁を金融庁に一元化する。

このことにより、金融・証券市場の取引参加者（金融商品取引業者）が商品先物市場に横断的に参入し、これら業者を利用する投資家が商品先物取引に投資する取引環境を整備する必要がある。

② 商品・金融・証券のデリバティブ取引（清算機能を含む。）を一体的に扱う総合取引所を実現する。

このことにより、投資家の利便性を高めるとともに、現行の東工取のシステムが2014年に更新時期を迎えるに際し、移行に際しての商品先物取引業者のシステム対応コストが低い方式で、「1 取引当たりのコスト」が低い市場を実現する必要がある。

③ 商品市場再生を図るとともに、世界的な取引所統合の流れが加速する中で日本のデリバティブ市場がアジアのローカル・マーケットに低迷しないよう、スピード感・危機感をもって対応する。

具体的には、平成24年(2012年)の通常国会にて法案を成立させ、平成25年(2013年)に、規制・監督の一元化を施行・実施するとともに、総合取引所の運用を開始する。

(参考) 総合取引所に係る会員アンケート調査結果（平成23年(2011年)4月実施）

商先法・金商法一体化推進費成	: 8割
監督官庁について金融庁費成	: 7割
東工取と金融商品取引所との統合推進費成	: 8割
統合推進費成回答者のうち、統合先として大証が望ましい	: 8割

2. 総合取引所創設のメリット

(1) 投資家の利便性
投資家が一の取引業者、一つの取引口座で商品先物取引、金融デリバティブ、

「 減 益 の 一 (7) 」

金融商品等を取引できるようにすること（ワンストップ取引）。このことにより、投資資金の運用が効率化されること。

(2) 取引業者のビジネス多様化

取引業者が二重規制を受けることなく金融・証券・商品市場に横断的に参入することにより、市場の流動性を高めるとともに、投資家に多様なメニューを提供できること。

(3) 取引コスト等の低減・効率化

取引所システムの一体化により、取引コスト（1 取引当たりのコスト）を低減・効率化できること。

(4) マーケットの信頼性向上

清算機能を統合し、違約対策財源を強化することにより、マーケットの信頼性が向上すること。

(5) 国際化

上記の実現により、流動性が高く、低コストのマーケットとすることで、アジアのメインマーケットとしての地位の確立が期待できること。

3. 商品先物取引業界として求めるべき方向

(1) デリバティブ取引所の統合

投資家利便に立脚し、株、為替、商品といった原資産にかかわらずデリバティブ取引をワンストップにて取引できる取引所を実現する。

具体的には、1 取引当たりのコストが大幅に低減し、かつ、移行に際してのシステム接続コストが低いとの点から、東工取と大証を統合する。なお、同じデリバティブ取引をともに扱う東工取と大証の統合は、統合によるコスト削減の効果を最大限に発揮するため、別会社形態ではなく、合併により行うことが重要である。

協議が予定されている東証と大証の統合においては、単一の経営主体（持株会社）のもとで、取引特性の違い等から現物株取引所とデリバティブ取引所とが分離して運営されることが望ましいと考えられ、その際には、東工取はデリバティブ取引所に合併・包含されることになる。なお、東工取・大証の合併と東証・大証の統合とは、どちらが先でなければならぬものでなく、実現可能なものから早期に実現することが重要である。

① 既存の商品先物取引業者の撤退等による商品市場の流動性低下を生じさせないよう、現行の金商法における第1種金融商品取引業を行わない商品先物取引業者に対する財務規制の適用について、相当の経過措置期間を設けること。

② その他、競争力あるデリバティブ市場・業者の育成に資するよう、商先法・金商法の統合に際して規制を合理化すること。

(3) 監督の一元化

上記(2)に掲げた理由に加えて、デリバティブ取引と現物株取引の監督官庁の分離、又はデリバティブ・現物株取引と銀行の監督官庁の分離は、二重規制や規制の漏れを生じるおそれがあり、また、行政組織の簡素化のためには新たな行政機関の設置は妥当でない。このため、

取引所と取引業者の監督官庁を金融庁に一元化する。

その際、以下の措置を講じる。

① 金融市場・証券市場と同等に、商品先物市場に対してもきめ細かく目配りをして育成を図るよう求める。

② 現物の受渡しを伴う商品先物取引について、新規商品の上場、現物市場に悪影響を生じさせる取引所の市場運営に対する監督において、現物所管官庁が意見提出を行うことにより関与する。

(4) 税制

平成24年度(2012年度)税制改正において、以下を実現する。

① 個人所得に関し、上場株式等の譲渡所得に係る軽減税率のいかににかかわらず、株とデリバティブ取引(国内取引所取引、海外取引所取引、店頭取引すべて)の損益を通算するとともに、損失の繰越控除を可能とする措置を講ずること。

注1) デリバティブ取引については、「平成23年度税制改正大綱」において、平成24年(2012年)1月から、商品・金融に係る国内市場デリバティブと店頭デリバティブとの間の損益通算を可能とすることとされた。

注2) シンガポール、香港、韓国は、デリバティブについて非課税。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスは、株とデリバティブの損益通算を実施。

注3) 上場株式等の軽減税率については、「平成23年度税制改正大綱」において平成23年(2011年)末から2年間延長することとされ、延長期限である平成25年度

また、取引所の合併・統合に併せて、市場の信頼性・取引の利便性のため、清算機関も統合すべきである。

(参考) 日本のデリバティブ取引所

各取引所のシステム、デリバティブの原資産、出来高(2010年)、1取引あたり
のコスト(推計試算)は、次のとおり。

1 取引当たりのコストは、各取引所における5年間のシステムコストが初期費用
用+維持費用=合計200億円、40億円/年との想定のもとに試算。

注) 取引(売り又は買入)の枚数は、出来高(売買1組)の2倍

大証:OMX 株、為替	196百万枚	10円/枚
東工取(+東穀取):OMX 商品	31百万枚	65円/枚
金融取:日立、CONNECT 為替、金利、株	121百万枚	17円/枚
東証:CONNECT 株、国債	27百万枚	74円/枚

東工取(+東穀取)+大証で、1取引当たりのコストは8.8円/枚に低減。

OMX:NASDAQ OMX社製のシステム。

CONNECT:NYSE Euronext Liffe社製のシステム。

注) 東工取は、平成26年(2014年)4月のシステム更新を控えてその実現方策の確
立が急務。

同じOMXシステムを使う大証との統合の場合は、統合に伴うシステム接続コス
トが極少(CONNECTシステムを使う東証との統合に比べて、取引参加者1社につ
き約1/50の1百万円と推計される)。

(2) 規制の一元化

商品先物市場の流動性を回復させるには、証券・金融業界から新たなプレー
ヤーが横断的に参入してくることが不可欠であり、そのためには、喫緊の課題
として法が異なることによる二重規制を早急に撤廃することが必要である。

また、規制の一元化は、すでに金融商品を扱っている商品先物取引業者にと
って、法令遵守や業務管理のコストを軽減させることとなる。このため、

商品先物取引法(商先法)と金融商品取引法(金商法)を統合する。

その際、以下の措置を講じる。

(2013 年度)の税制改正において、その時点における経済情勢等を勘案して延長の可否が検討される。

- ② 平成 32 年 (2020 年) までに取引所の統合 (合併、分割、事業譲渡) を促進するため、次のような税制面のインセンティブを、平成 31 年度 (2019 年度) までの措置として実施する。
- ・ 合併時の繰越欠損金の承継
 - ・ 合併、分割、事業譲渡に際しての譲渡資産の簿価評価の承継
 - ・ 登録免許税の免除

以 上

総合取引所に関する主な会員意見

(回答21社：1月19日時点)

1. 業者規制の一元化に関する意見
 - (1) 財務規制に関する意見
 - ① 財務規制の強化（自己資本規制比率の適用）を懸念、現状維持を希望 [同趣旨7社]
 - ② 財務規制強化が不可避なら十分な猶予期間を設けてほしい。 [同趣旨5社]
 - (2) 勧誘規制に関する意見
 - ① 勧誘規制の緩和を希望 [同趣旨5社]
 - ② 更なる規制強化を懸念（商先法の現行規制を維持） [同趣旨2社]
 - (3) システムコストの増大を懸念 [同趣旨2社]
 - (4) 厳しい規制への統一を懸念 [同趣旨3社]
 - (5) 一定の経過措置を設けたうえで、業者規制の一元化は必要 [同趣旨3社]
 - (6) その他
2. 顧客資産の分別保管の一元化に関する意見
 - (1) 信託保全等による業者の立替負担増を懸念、現行の分離保管制度の存続を希望 [同趣旨13社]
 - (2) 早期の一元化を希望 [同趣旨2社]
 - (3) その他
3. クリアリングの一元化に関する意見
 - (1) J C C H方式を希望 [同趣旨12社]
 - (2) 証券クリアリング方式とJ C C H方式の双方の長所を併せ持った清算機関が望ましい [同趣旨2社]
 - い
 - (3) 十分な移行期間が必要 [同趣旨2社]
 - (4) 対応コスト増を懸念 [同趣旨2社]
 - (5) その他
4. その他
 - (1) 総合取引所に対する懸念（商品市場の更なる流動性低下、商先業者の市場撤退等） [同趣旨14社]
 - (2) 総合取引所創設に前向きな意見 [同趣旨6社]
 - (3) 既存市場商品全般の活性化を望む意見 [同趣旨4社]

総合取引所に関する会員意見

(回答21社：1月18日時点)

1. 業者規制の一元化に関する意見
 - (1) 財務規制に関する意見
 - ① 財務規制の強化を懸念、現状維持を希望 [同趣旨7社]
 - ・法の一元化により最も危惧されることは自己資本規制比率が一律に適用される可能性があること。既存の商先業者の過半数が対応出来なくなるとも、実施までに一定の猶予期間が認められたとしても現在のような厳しい経営環境では増資や利益の蓄積による自己資本の強化は難しく、将来的にはこれにより更なる業者の撤退が加速する事態も想定される。金融、証券市場からかなりの資金流入がなければ商品市場（特に金以外の市場）の流動性の一層の低下につながるが市場機能が損なわれかねない事態を慎重に考慮すべきである。仮に一元化されるならば第3種金商業者のようなカテゴリーを新設して現行の商先法並の財務要件を維持する措置は不可欠である。
 - ・総合取引所が現実となつたとしても、たとえば商品デリバティブのみを取り扱う業者については現行の財務要件を適用していただきたい。金商法に係る金融商品を取り扱うこととなつた時点で、同法の財務要件が適用されれば十分と思われる。また、現在商品先物市場の規模は縮小しており、業界各社はなんとんでも業界を盛り上げようと必死で努力している状況であり、さらに厳しい規制を受けることとなれば、泣く泣く廃業せざるをえない業者が出てくるかもしれない。流動性確保や業界発展のためには業界各社の協力・切磋琢磨が必要不可欠であり、これ以上の業者数の減少はなんとんでも避けねばならない。
 - ・金融商品取引法で一体的に規制するのではなく、商品先物取引法の規制内容を組み込む法体系にしてほしい。特に財務規制においては、自己資本規制比率適用になると、現状の財務状態では規制比率が余裕のある数字とはならず、このことにより事業の継続が不可能になるおそれがある。
 - ・財務規制が現行のままとは考えられないが、各社の事業内容によって分類されることが望ましい。また検査方法や規制比率がどう変化するのが危惧される。
 - ・業者規制の一元化はC XとF Xの両方を行う業者において事務手続きが一本化されるメリットがあるものの、自己資本規制比率を適用されると商先業者にとっては市場リスクのコモディティリスクが大きくなり、自己デレティングをおこなう業者にとっては非常に不利になる。
 - ・財務規制に関する現行維持を希望する。[2社]
 - ② 財務規制強化が不可避なら十分な猶予期間を設けてほしい。[同趣旨5社]
 - ・業者規制の一元化については、現状の業者の企業規模を考慮し、特に財務規制に関する慎重な議論が不可欠になる。金商法による自己資本規制比率の即時適用は商先業者の財務基盤を考へても無理がある。純資産額規制比率の適用が望ましいが、自

己資本規制比率を適用するなら、金商法下の各リスクの内容の精査等を含めて2～3年の経過期間を設けてほしい。

- ・金商業者は自己資本規制比率、商先業者は純資産額規制比率を従来どおり適用されたい。固定資産を自己資本から控除する自己資本規制比率を商先業者に一気に適用された場合は経営の安定性に大きな影響を与える。両業者ににとって利益の蓄積をいかに運用するかということは、それぞれの業界を規制してきた法律に基づき経営判断で運用されてきたものであり、現時点の資産の内訳はその法律に基づき経営の結果である。それほど大きな意味を持つ財務規制の法律を変えたいことは十分に慎重であってほしい。例えば数年以上にわたる経過措置を設けた上で新たな財務規制に移行するなどがひとつの提案。充分な経過措置があれば資産売却ほかの対応策を講じていくことも可能。

・総合取引所構想における業者規制の一元化はある程度理解できるが、現状の商品市場において一番重要な流動性確保の観点から考えて、自己資本規制比率の適用は現在の商取業者の減少に繋がる可能性が高く、早期の適用は非常に厳しい。できるだけ長く現在の純資産額規制比率での猶予期間をお願いしたい。

- ・自己資本規制比率と純資産額規制比率との適用の比較において一長一短あり、各リスク等個別に詳細を検討する必要があるが、各種財務比率や基準への対応から自己の流動性資産（短期）の充実を迫られることは避けられない。増資、合併等または他社清算の可能性を想定すれば経過措置（猶予期間）については1年～3年は必要。
- ・現行の純資産額規制比率を適用することとしてほしい。自己資本規制比率と同様の適用するのであれば、会員の財務状態を勘案し、少なくとも2年程度の経過期間が必要ではないか。

(2) 勧誘規制に関する意見

① 勧誘規制の緩和を希望【同趣旨5社】

- ・業界全体の苦情件数が減少していることから不招請勧誘の禁止は撤廃すべき。勧誘を制限することは顧客への経済関連情報提供機会を喪失させることにもつながる。
- ・不招請勧誘禁止は、金融の取引所取引と同等の扱い（適用除外）とするべき。枠組みを変えたからといって市場の流動性向上に直結する保証はなく、このタイミングで適用除外としなければ市場の崩壊を招くおそれがある。
- ・商品先物取引以外の取引所デリバティブ取引は不招請勧誘禁止の適用除外となつているので、商品先物取引についても適用除外を望む。[3社]

② 更なる規制強化を懸念（商先法の現行規制を維持）【同趣旨2社】

- ・勧誘規制については商先法の一部取引を除いて不招請勧誘禁止という現行維持が想定されるが、これ以上の勧誘規制強化は業界消滅につながる。
- ・現状の市場流動性から考えて将来的にはともかく急速な改善見込みが困難である以上、経営上の圧迫の要因となる資金負担増加を防ぐと同時に、一般委託者（法人）の商取参入への門戸を広げる必要がある。（中国商取の現状をみて一般委託者の参入は必要不可欠と考える。）

(3) システムコストの増大を懸念【同趣旨2社】

- ・取引所システムが変更となる場合の対応に要するコスト増加を懸念。
- ・分別保管やクリアリングの一元化はなされるべきと考えるが、一体的口座管理を含めてシステム開発費用が過重な負担を商先業者に強いることとなる。商先業者の財務強化の必要性を鑑みて、システム費用の軽減を図るべく取引所主導にて開発を行い、I S V等で商先業者に提供するなどを検討してほしい。

(4) 厳しい規制への統一を懸念【同趣旨3社】

- ・財務規制だけが強化され、勧誘規制だけが現状維持となることが危惧される。
- ・業者規制を一元化するに際して、双方の規制に差がある場合、より厳しい規制を採用するというようなことにならないかを懸念する。
- ・将来的には金商法での規制一元化が望ましいが、充分な経過措置を検討すべき。

(5) 一定の経過措置を設けたうえで、業者規制の一元化は必要【同趣旨3社】

- ・一定の経過措置期間が必要であるが、できるだけ早い時期に業者規制の一元化を完成させることにより、金商業との相互乗り入れにより販路を拡げることが望ましい。それにより商品市場の投資市場としての地位が向上し市場全体の活性化につながる。
- ・商品市場の再生、すなわち流動性向上のためには、証券先物、F X、特に日経 225 投資家（約 50 万口座）の商品市場への参加が必要で、このため、証券会社、F X 会社がコンプライアンスコスト、具体的には金商法と異なる規制に対応するための人件費を要することなく商品取引をサービス対象とすることができ、その顧客の商品市場への参加を実現することが必要です。それゆえ、業者規制の一元化を早期に実施することが不可欠です。

一方、業者規制の一元化に際して、既存の商先業者の財務規制（純資産額規制比率）が第1種金商業者並み（自己資本規制比率）に強化されると、過度な勧誘規制の強化によって市場流動性が低下した結果、各社において収益が悪化した近年の状況下において、既存の商先業者が望まない廃業を余儀なくされかねず、かえって商品市場の流動性を低下させることにつながります。また、現行の純資産額規制比率が財務規制として不十分であるがゆえに委託者資産の保全に支障をきたすような社会実態はありません。このため、財務規制については、現行の純資産額規制比率を変えずに業者規制の一元化を行うことが適当です。

もし、自己資本規制比率を適用する場合には、望まない廃業が生じないよう、市場の流動性の向上とこれによる商先業者の収益向上にそれなりの期間を要することを考慮し、手数料自由化の際と同様の法律公布から少なくとも7年程度の経過期間が必要で、また、経過期間後に適用される自己資本規制比率においては、経理実態を反映したより合理的な財務規制内容となるよう、「取次業者の母店への取次手数料」と同様の性格を有する、「受託取引参加者の取引所への定率参加料等」を基礎的リスク算定の基となる取次費から控除することが必要です。

- ・規制一元化の方向としましては、当社としては、金融商品取引法に基づく一体的な規制が望ましいと考えます。

総合取引所とならううえで、多種の取扱商品が並行して取り扱われる中、取引業者の財務規制の基準が一元化されることは、取引を行う個人のお客様が取引先業者を選定する上での一定の基準となり、より安定的な業者運営を求める金融商品取引法に基づく規制への統一が、投資者保護に繋がると考えます。

しかしながら財務規制に関しては、現行の商品先物取引法の規制と比較すると、純資産額規制比率を適用している商品先物業者の中には即座の対応が困難な業者もあると考えられることから、金商法上の財務規制基準の確保まで数年の経過措置を設ける必要は理解できます。一方で当該経過措置期間内の改善状況を公表するなどの対応により、投資家保護の方法を確保し、国内外の投資家からも取引所参加者の信頼性を担保できる仕組みを作ることが肝要と考えます。

(6) その他の意見（業者規制の一元化に関して望むこと等）

・農林水産省や経済産業省で「商品だけを扱う取引所の監督権限は金融庁に移管しないことを確認」（朝日新聞報道）のような流れがあるなら、規制を一元化しても監督権限の分散が残って監督の現場（検査等）においてそれぞれの所管で大きな差異が出ることも予想される。各官庁の連携等を含め工夫して欲しい。

・統合を機に、規制の在り方を徹に入り細を穿つ形にするのではなく、日本の市場を発展させる形になるよう、パブリックコメントだけでなく業者側の要望もよく調査した上で法整備につなげて欲しい。

・監督・規制権限は金融庁に一本化する方向で調整が進んでいるが、取引業者や投資家を監視する権限をもった機関としては、独立した行政委員会の設立を望む。理由は、「公正取引委員会」のように独立行政委員会としての組織であれば広く国民に理解されると考える。

・業者規制の一元化は望まない

・協会等の一体化し、コストの削減を図ってほしい。

・取次商品取引員の業務が現行どおり行えるか懸念している。

2. 顧客資産の分別保管の一元化に関する意見

(1) 信託保全等による業者の立替負担増を懸念、現行の分離保管制度の存続を希望

〔同趣旨 13社〕

・金融商品取引法では信託保全が必要とされており、現行の委託者保護基金への預託や代位弁済契約が分別保管と認められない可能性がある。しかし、国内商品市場の成り立ちや現状を見る限り、現在の分離保管制度で対応が可能であると考えられる。信託保全のコスト負担も考慮してほしい。分別管理は市場の信頼性において重要であり、今後も市場規模の拡大等に応じて継続して議論していく必要はある。

・顧客資産の分離保管に関しては金商法では差換預託の場合でも別途顧客財産は信託保全が必要との「二重措置」となっており、業者の立替え負担が大きくなる。また基金による代位弁済契約が分離保管措置とならないことも危惧される。顧客資産の分別保管の統一化に関しては現行以上に業者の立替え負担にならないような措置が

求められる。

・差換預託、代位弁済契約及び受渡しに係る取引所差入分を保全措置から外すことは商先業者の資金負担が増加する。

・金商法並みに清算機構への直接預託を除いて顧客財産を信託保全すると信託銀行との信託契約が必要となり、総じて信用力の低い商先業者、店頭取引業者は信託契約を得るために増資、担保提供などの信用力強化が求められる。これを早期に実現することは困難であり真に商先業者の死活問題である。委託者保護基金との代位弁済契約は分別保管措置として継続してほしい。

・過度な勧誘規制の強化によって市場流動性が低下した結果、各社において収益が悪化した近年の状況の下においては、委託者保護基金への預託及び代位弁済契約による分離補完措置の余地を否定することは、既存の商先業者にキヤッシュローの面で過剰な負担を生じ、望まない廃業を余儀なくすることになりかねません。この場合には、業者規制の一元化がかえって商品市場の流動性を低下させることにつながります。

このため、業者規制の一元化に際しても、現行と変わらず、委託者保護基金への預託及び代位弁済契約による分離補完措置を、顧客資産の分別保管の選択肢の一つとして位置づけることが必要です。

・参考資料のとおりであるなら、金銭については全てを直接預託に変更（顧客の同意が必要）すれば、ある程度は対応が可能と思われるが、倉荷証券等は支店等において預託を受けた場合、時間差が発生するため信託保全の必要性が高まり、費用負担増や資金繰り圧迫は避けられない。したがって現行の委託者保護基金の代位弁済を含めた分離保管制度の存続が不可欠と考ええる。

・国内市場取引については、経営の自由度を維持するため、委託者保護基金を介した方法も残すことが望ましい。

・現状維持のJCCF及び委託者保護基金への預託にしてほしい。信託方式にすると同額に対して信託報酬等のコストが必要となる。また店頭取引については信託方式で行い区別する必要がある。

・分離保管制度の現行維持（代位弁済契約を分離保管措置として継続する等）が望ましい。立替負担が増大しないようにしてほしい。〔3社〕

・顧客資産の分別管理については金商法では信託会社への信託保全を義務付けているが、清算機関への預託については保全対象から除外すべきであり、信託コストがかかることで資金負担が増大する。

・クリアリングハウスに分別保管をすることに統一していただきたい。また、保管の方法が決まってしまうからの移行準備期間を十分に設けていただきたい。

(2) 早期の一元化を希望〔同趣旨 2社〕

・できるだけ早期に統一した方が顧客にとってわかりやすい。規制当局、取引所、清算機関への報告、帳票などをすべて統一し、簡素化すべき。海外では金融と商品の差異はなく、弊社としては導入可能と考ええる。システム負担については業界として知

慮を出し、努力することも必要。

- ・『投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし』、市場全体の底上げを図ることが総合取引所化構想の目的と考えられます。このためには、投資家の安全性確保及び投資家にとってわかりやすい預託金・証拠金の保護体制を整備するため、顧客資金の分別保管の統一化は必要と考えます。

当社としては、顧客資産の分別保管の統一化の方法については、投資家の資産の保全を優先に考え、現状の金融商品取引法の基準に即した分別保管に統一し、信託保全することが望まれると考えます。統一することにより、取引業者においても、信託契約を集約する等の内部業務の効率化と資金の効率的運用が見込まれます。

ただし、現状の金融商品取引法での取扱いにおいても、有価証券関連取引に関しては投資者保護基金との契約により信託契約を行っている一方で、同じ金融商品取引法下の証券会社で取り扱うFXやCFD、海外先物等は別管理（弁護士、公認会計士等を受益代理人とする信託契約）となっています。総合取引所の下での分別保管の統一化を進める場合、金融商品取引法と同様にすべての商品について投資者保護基金に受益代理人を統一することなど、投資家保護にとつて望ましい運営形態に統一すべきと考えます。

(3) その他の意見

- ・信託保全は信託会社との関係に左右されるため、信託保全ができない商先業者も想定される。また、商先業者の資金負担増が想定され、自己の短期流動性資金の確保が必要になる。基礎体力が落ちてきている中でこれ以上の資金負担増加には耐えられないことも想定される。
- ・法定帳簿等を現行のまま顧客資金の一元管理するための方法及びシステム構築費用が危惧される。
- ・当社の業務の現状から、クリアリングハウスの形態に関わらず、清算機関若しくは取引所へ預託前の滞留資金は、T+1、T+2での信託保全が最も現実的と考えられる。その際、店頭取引まで含めた統一化となれば、預り資産全額の信託保全とせざるを得ないため、当社の負担増が危惧される。懸念される点は、必要信託額の算出方法によっては前述のとおり、信託財産及び信託報酬額の負担が増大する。
- ・顧客資金を一元的に管理できるように、取引口座、証拠金の一元化を望む。

3. クリアリングの一元化に関する意見

(1) J C C H方式を希望 [同趣旨 12社]

- ・大証先物方式では現在のJ C C H方式とは大きく異なり証拠金預託と場勘定の精算が完全に分離して異なる時間帯に行われ、証拠金と場勘定の受払いの際に業者の立替え負担が非常に大きくなる。現行の商先業者ではとても対応できる制度ではなくクリアリングの一元化では現行のJ C C Hの制度を軸に検討していかねば機能できなくなる。
- ・J C C H方式を維持してほしい。特に、証拠金と場勘定の相互充当については取引

参加者の利便性を考える意味でもJ C C H方式が望まれる。清算参加者の立て替えの資金負担は大きい。ただし、証拠金の預託、場勘定損金の支払い・益金の払い出し、証拠金の返戻などの期限については、現状を踏まえて検討する必要がある。

- ・過度な制約規制の強化によって市場流動性が低下した結果各社において収益が悪化した近年の状況の下においては、既存の商先業者にJ S C C・大証先物と同様の清算参加者が一時的に立替えを行わなければならない資金の受払いを強制することは、望まない廃業を余儀なくすることになりかねません。また、清算機関の立場からしても、証拠金の預託・返戻と場勘定の支払い・払出しとを合わせて同一時点においてネット（差引）で生じる資金の受払いを行えば、万一の違約状態を防止する対応としては十分で、清算参加者にキャッシュフロー負担を生じる形態をとることの必要性は低いと考えられます。

このため、業者規制の一元化の後、清算機関の一元化を図る場合においては、現行のJ S C C・大証先物も含めて証拠金の預託・返戻と場勘定の支払い・払出しとを合わせてネットで生じる資金の受払いを同一時点で行うことが清算参加者に過度なキャッシュフロー負担を課すことを回避でき、適当です。

もし、そうでない場合においては、清算機関の一元化を図る際においても、商品市場の取引については、現行と変えずに証拠金の預託・返戻と場勘定の支払い・払出しとを合わせてネットで生じる資金の受払いを行うことが必要です。

- ・J C C H方式が合理的であり、立替資金が不必要である。また翌営業日の顧客への出金に柔軟に対応できる。
- ・J S C C（証券クリアリング機構）の清算フローに一元化された場合は、証拠金の預託と返戻、場勘定損金の支払いと場勘定益金の払出しにタイムラグがあるため、商先業者は証拠金の預託、場勘定損金の支払いを丸々立て替える負担が発生することになる。証券業界におけるレバレッジ（株式の信用取引は3倍、FXでも20倍）に比して商品業界におけるそれは平均して格段に倍率が高く、商先業者の立替負担はレバレッジ相応の莫大な金額となる。また、現行証拠金制度では証拠金預託は翌営業日預託が一般的である。したがって、J S C C方式の清算フローへの移行は商先業者にとつて死活問題であるといえる。

結論として、商先業者の清算フローは従来どおりとしていただきたい。仮にJ S C C方式に一元化が進むとしても、扱い商品のレバレッジと構成を考慮した柔軟性のある運用とすべきである。

- ・クリアリングの一元化については立替による商先業者の資金負担が大きくなること危険なため、J C C Hの存続を望みます。清算機関が複数存在することは法律上も想定されています。
- ・一つの取引口座において多様な商品を取引できることをにおいてはクリアリングの一元化は望ましいと思うが、参考資料のとおりとすれば、証拠金の預託・返戻、場勘定の支払い・受入の相互充当ができないこと、また、これらの入出金に係る時間差は資金繰りを圧迫することから、業務の継続を断念せざるを得なくなる可能性が

高い。このことを踏まえた上で抜本的な改正をするか、現行の清算方式を望む。

- ・ J C C H方式をぜひとも採用してほしい。J S C C方式では証拠金と場勘定との相殺ができないうえ、会社立替が一次的に発生する。相場が大きく変動した場合、立替に会社が負担しきれず違約発生リスクが大きい。

- ・ J S C C方式は場勘定の清算等の支払いが先行すること、場勘定と証拠金の相殺ができないことから高先業者の資金立替が発生し、現状と比較して資金負担の増加なので、現在の J C C H方式での受払いを希望する。〔4社〕

(2) 双方の長所を併せ持った清算機関が望ましい〔同趣旨 2社〕

- ・ J S C C・大証先物方式と J C C H方式のいずれがよいかについては単純にどちらが勝っているとは言えない。J S C C・大証先物方式とする場合、現在、証拠金等の徴収が完全前証拠金でない点、不足金の徴収の不完全さが残る点や差替預託制度等、当業界の未成熟なところを考慮すると、外務員（歩合外務員を含む）の教育や意識改革、自己資金の充実も必要となろう。J C C H方式の証拠金と場勘定の相互充当を可能にすること等、利点を融合させ業者に使い勝手がよい仕組みとすることが肝要。

- ・ J S C C方式とする場合、新規顧客については前受け（規則化も検討）、既存顧客についてはリスク管理の強化が必要となる。オンライン証券などの例を見ると対応は可能であると考え。また、J S C Cの証拠金の預託・返戻及び場勘定の受払いのタイミングを見直せるかの検討が必要。

(3) 十分な移行期間が必要〔同趣旨 2社〕

- ・ 証拠金の預託・返戻及び場勘定の受払いが金融・証券市場の方法に一元化となる場合は現在よりも流動資金を増やさないとならないため、経営施策上の資金力強化が待ったなしの状況となる。時間的な制約がある中で各社の経営上の選択肢が狭められると業界からの撤退などが加速することが考えられる。一元化に際しては、J C C H方式を選択肢として残すか、一元化までの猶予期間を長めに設ける等の工夫をしてほしい。

- ・ 時差による一時的な立替も現状では特に危惧していないが、相応の移行準備期間を設けてほしい。

(4) 対応コスト増を懸念〔同趣旨 2社〕

- ・ 取引所が統合に合わせてクリアリング機能も統一されれば、市場管理との連携が容易になると考える。その際、アウトハウス型での対応となった場合は、各市場を管理するシステムとは別にクリアリングに対応する基幹システムが必要となる。また、最終的には、市場管理とクリアリングが連携した基幹システムの導入または変更等の負担増が懸念される。

- ・ クリアリングが一元化され、更に投資環境が整備され、商品市場への流動性の呼び込みにつながればと期待するが、そのための新たなコストの発生を危惧する。

(5) その他の意見

- ・ 一つの取引口座で商品先物・金融デリバティブ取引・金融商品の顧客資金（証拠金）を一元化し（ワンストップ口座）、投資家の資金効率を高め、『世界から資本を呼び込む市場を作り上げる』ことが総合取引所創設の大きな目的であると考へておられます。ワンストップ口座の実現のため、また国際的な競争の観点やリーマンショック等の金融危機に耐えられる強固な財務基盤を持つクリアリング制度の一元化を実現することが必要となると考えます。クリアリング機関の統合も並行して実施し、システム対応を含め一元化されることが望ましいと考えます。

当社としては、一元化の方向は J C C H方式、J S C C方式のいずれの方法によっても対応は可能かと思われませんが、一元化自体は必須と考えます。方式については、より多くの参加者を集めるためにもグローバルベースで標準となっている方法を参考に検討されるべきと考えます。

また、危惧される点としては、清算の集中によるリスクの集中等（システム障害等が発生した場合の他商品決済への影響拡大懸念）が考えられます

- ・ 清算資格についてどのような基準になるのかを危惧する。
- ・ 現行のスパン証拠金制度が変更になった場合の顧客への対応が懸念される。

4. その他

(1) 総合取引所に対する懸念〔同趣旨 14社〕

- ・ 総合取引所創設は、專業取引員にとつてのメリットはあるのか。体力的に問題があるのではないか。流動性が低迷している現状において疑問符がつく。更に流動性が低下するのではと危惧する。

- ・ 不招請勧誘禁止の解除は困難と認識しているが、今ここで業界として再度声を大にすることにより、今後の政策に多少なりとも影響を与えられることも可能ではないか。

- ・ 監督の一元化は望ましい方向と考えるが、全てが規制強化の方向に擦り寄せられることのないように望む。

- ・ 総合取引所加入に関しては、金融業界のなかでも財務基盤が貧弱な高先業者の現状を考慮した法体系にしたい。金商法を主にした法体系では、望まざる廃業によつて商品市場の流動性はますます低下するだけである。

- ・ 顧客の利便性が良くなることについてのメリットは大きい。財務規制に係る資金負担の増加やシステム変更によるコストアップなど高先業者の財務内容からの流動性の悪化が懸念される。

- ・ 同一口座での多種多様な金融商品の取引が可能になれば、証券・為替口座からの高先物取引への参入が増加し、市場規模の拡大が望める一方、大手証券・為替業者等が強力な資本を武器に利便性や手数料の部分での優越性をアピールしてきた場合、商品先物取引口座のみ扱っている会社からの顧客流出が危惧される。

- ・ 検査における検査内容及び検査官との意見相違等、適切な立入検査の実施が可能なかが懸念される。

- ・ 現況でも流動性の欠如は甚だしい。総合取引所の創設は時代の流れと受け止めるも

の、これ以上の商先業者の廃業を招かないように十分な配慮をお願いしたい。痛みを伴う変化が遅けられないのなら、激変緩和措置を講じられたい。仮に総体的に一元化によるシナジー効果があるとしても、財務基盤及び営業基盤が脆弱な会社であればメリットを享受できず、ハードルだけが高くなる可能性がある。参入よりも撤退が勝れば市場は衰退する。

- ・商品先物取引業者は、現在、経営状況の厳しい会社が多いと思われる。規制強化が行われれば、その負担等が先行し、ますます経営が圧迫し存続自体が危ぶまれる状況にならないか危惧される。
- ・投資家にとっても利便性が向上し、業者にとってもコストの軽減につながるが、商品市場も高い流動性をもつことができればよいと考えているが、「一元化」実現のために生じるであろう新たなコストの発生を危惧する。

- ・総合口座での取引は顧客にとっては使い勝手がよく歓迎されるであろうが、それによってすぐに流動性が高まることには思えない。却って業者にとってもシステムの変更・改修等のためのコスト増になることが懸念される。

- ・HD（持株会社）的発想からするならば、そこにぶら下がっている取引所の業績が悪化したときに必要なものだけを残り、必要でなくなった取引所は廃止されるという事にならないか。

- ・総合取引所に参画すれば、少なくとも外的な信頼度は向上する。しかし、今の業界にあっては総合取引所構想を論ずる前に、業界自体の維持発展を最優先させざるべきではないだろうか。すなわち、統合することによって外的な信頼度が向上されたとしても、それに伴い規制や純資産額規制比率・自己資本規制比率等が厳しくなれば、離脱せざるを得なくなる業者も現れてくるだろう。その離脱した業者の顧客は他の業者へ流れるのは少数で大半が取引をやめるということになり、ますます市場のボリュームが減少するということが懸念されます。一方、商品市場の環境を整備し流動性のある状況を構築することによって、証券、金先市場から商品への参入が容易になるというメリットもあると考えます。

- ・監督の一元化は規制の緩和になるとは考えられず、そして、総合取引所で商品先物市場の流動性が高まるとは思えないので、どちらも推進していくべきだとは思いません。

(2) 総合取引所創設に前向きな意見〔同趣旨6社〕

- ・商品取引に関する規制や取引所の監督等は、一部の条件付きで金融庁に移管される方向のようだ。各取引所の経営判断も大きな要素になると伝えられている。監督の一元化は総合取引所の趣旨から言うて当然であり、企業の内部管理体制を一層強化していく必要がある。今後は、上記1～3の課題なども含めて監督省庁と取引所等の間で協議機関を設けて、できれば定期的な議論を継続していただきたい。

また、総合取引所のメリットの一つは、証券、商品、FX等の枠を超えた商品開発や顧客サービスの提供が可能になることであり、例えばETFや外国通貨建て商品の上場も可能になるだろうし、国内の商品先物市場については、これまで

市場規模や信頼性の問題等で参入してこなかった法人投資家やファンドの参入も考えられる。商品先物業者にとっては経営基盤の強化など課題も多いだろうが、チャンスが拡大すると考えて前進したい。

- ・監督官庁の一元化については監査対応や変更申請等にかかる事務の省力化や取引システムとの統合が見込まれ、運用コスト減につながると思います。同時に、投資家からはワンストップで様々な上場商品の取引、投資サービスが受けられることになるために早期の実現を望みます。あくまでも商品先物市場の継続発展につながる総合取引所の創設していただきたい。

- ・日経225投資家の商品市場への参加を促進するため、この投資家が口座を開設している証券会社の商品取引参加を容易にするためには、システム対応コストを極小化することが必要です。このため、取引所に関しては、商品市場、具体的には東工取について、大証の取引システムを共同利用することによって日経225提供を行っている既存の証券会社と共同利用することによって商品を提供サービスに追加することが必要です。また、取引所運営に伴うコストをより削減し、市場参加者へ何らかの形でこの利益を還元して、さらなる市場参加者の拡大との成長につながる好循環を生むため、システムの共同利用だけでなく、東工取と大証との経営統合を行うことが必要です。

監督の一元化に関しては、金商業者の数が商先業者に対して一桁多いとの実態にも照らして、商先業と金商業を兼営する会社の規制対応コストを軽減するために、監督官庁を金融庁に一元化することが適当です。

2012年の通常国会に提出される法案において、市場又は業者の健全な振興を図る観点から現行の規制を見直し、以下のような事項が実現できるについて改正を行うことが必要です。

ア) 勧誘の要請のあった顧客については、勧誘を受ける意思があることが自明であるため、勧誘に先立っての意思確認は不要とする。

イ) 近年における建玉の減少にも対応して、委託者保護基金についてペイオフ弁済のための保護資金を基金代位弁済のための積立金に繰入れる。

ウ) 委託者の便宜にかなうよう、金商業者において制度化されているラップ口座を導入する。

エ) 取引所が、限日取引と限月取引等、ある商品について類似した商品設計の上場を並行的に行うことができるようにする。

・①監督官庁の一元化

総合取引所を推進する上で、まず業者規制の一元化の実現、すなわち監督官庁の一元化を強く希望します。平成22年6月に発表された『新成長戦略』でも述べられております『「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるため』には、今後、新しい仕組みや商品への迅速な対応がより一層必要になってくるかと考えます。その競争力をより高めたいためには迅速な意思決定が必要と考えられることから、取引所自体の監督官庁、またわれわれ取引業者の管理・監督および相談・協議窓口

- ・現状の農水・経済両省に加えて金融庁も加わるようになるため監督官庁が一元化されないとい、報告書類、申請書類等を各々提出することになるので、非効率的になってしまふ。
- ・規制への偏重を避けるべく、一元化した当局に全体としての市場振興、海外顧客の誘致などの役割の一端を持たせることも必要。

(3) 既存市場商品全般の活性化を望む意見〔同趣旨 4 社〕

- ・規制監督の一元化や総合取引所の議論に関しては全ての商品市場が将来的にパランスよく活性化されることが重要な課題である。金融庁や証券取引所の大きな関心は金融商品に似た性格を持つ金市場であるがエネルギーやゴムなどは産業インフラとして大変重要な市場でありこうした市場を将来的にもしっかりと育成していくという認識を監督官庁や取引所にも共有してもらうことは大切である。総合取引所になって品揃えは豊富になった場合に産業インフラとして欠かすことの出来ないこれらの商品市場が仮に流動性が低下するようなら事態になっても簡単に上場廃止などするのではなく何と何としても活性化策を検討し育成していく必要性があるとの認識が監督官庁や取引所に求められる。
- ・総合取引所においては、現状の経産・農水関連の銘柄は商品市場の歴史、また将来展望のためにも維持する必要性がある。
- ・ここ最近、商品先物市場における取引は金に集中しており、その他の銘柄の取引量は著しく減少している。現状のまま総合取引所が実現した場合、コストに見合わない銘柄は上場廃止されてしまうことが懸念される。本来の市場の機能であるリスクヘッジや価格指標の機能を維持するためにも、上場銘柄の減少は避けたい。
- ・商品先物取引の特徴として、リスクヘッジ、公正な価格の形成等があるため、品揃えを豊富にする必要がある。しかし一方では、受渡の煩雑化や手間という面でそのような商品を上場品目からはずされるようなことにはならないのか。

(4) その他の意見

- ・投資家にフランストップ取引の利便性を提供するなら、一つの口座で現物も含めデリバティブ取引を可能とし、税制を単一にして損益通算が総合的に可能となるようにしていただきたい。(2 社)
- ・総合取引所構想の背景には、複数分野に亘る商品の組成によって国内の商品先物市場の深刻な低迷から脱却し、アジアにおける相対的な地位の向上にあると考える。しかし、一方で取引システム共通化による合理化がなされた場合、多大なシステム構築費を取引業者が負担することが想定される。肝心の国内商品先物市場が消滅しないよう、システム費用に関して取引業者の負担を軽減する国家戦略的配慮が必要と考える。
- ・商品現物の受け渡しに係るシステムを今ままでどおり維持されたい。商品を取扱う事業者のヘッジ手段としての商品市場をより流動性を高め厚みのあるものにしていくためには、現物商品の受渡しのシステム維持は不可欠である。貿易自由化がさらに進む中、コメなどの一部農産物はわが国が主要輸出国かつ主要先物市場になりえるも

となる監督官庁を一元化することは重要な要素と考える次第です。

また商品ごとの所管（縦割り監督）を廃止し一元化も進めていただきたいと考えられています。一元化により原油などの円建て取引の導入、通貨オプションやエクイティデリバティブの拡大等、これまで取扱いがなかった商品を横断的に追加し、取扱商品のバリエーションを増やすことで、個人投資家への提供商品を拡大していきたいと考えます。

個人投資家への取引機会の提供において重要なポイントは「分かりやすさ」であることを考えると、個別商品に特例を設け、監督先を複数にすることは避けるべきと考えます。

一部商品等、先物の価額が現物価格に影響を及ぼすものについては一定の規制が必要と考えますが、一部商品取引を総合取引所に集約せず、特別な取引ルールを踏襲するなどの対応は、海外からの積極的な取引の誘引を阻害する可能性が考えられ、国際ルールに沿った明確なルール作りを行うことが『世界から資本を呼び込む市場を作り上げる』ための重要な要素であると考えます。

② 自主規制団体の一元化による統一した取引業者規制の実施

現在、商品別に存在している自主規制団体について、その機能を一本化し、商品横断の規制を行う体制へ変更することが望まれます。これにより取引業者の管理体制の統一と、投資家の判断基準の統一が望ましいと考えます。

③ 取扱商品の拡大

前述にもありますが、通貨オプション、エクイティデリバティブ等、これまで国内市場では取扱いでできていなかった商品や、原油などの円建て取引など日本・アジアにおける特徴的な商品の拡充を行うことで、『アジアの一大金融センター』としての地位を確立していくことにつながると考えます。

④ システムの一元化の実施

取引所システムとそれに付随した清算機関システムは現状それぞれ固有のシステムを要しており、取引業者はシステムごとの対応が必要になっていきます。システムの一元化を行うことで、取引業者のシステムコストの負担圧縮と、内部の業務人員の効率化を行い、ひいては投資家への還元を実施していくことで市場全体の底上げを図っていくことが望まれます。

また取扱商品ごとの取引システムを別個のシステムではなく、一本化を図ることによって、先行する海外市場に伍する取扱い商品の品揃えを迅速に実現できると、世界の中で戦っていく基盤整備が実現していくものと考えます。

⑤ 取引時間の24時間化

新たな総合取引所は、『投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む』ことが求められていると考えられます。アービトラージ機能の有効活用、また投資家が世界の市場動向を見ながら参加してくること、特に商品市場の最大規模を有する米国マーケットでの各種指標動向を適切に取引に反映させていくには、取引所の24時間化が必要であると考えられています。

のと考える。需給を反映した商品市場は、金融緩和によるファンドマネーが影響力を増そうとも証券市場とは違った動きをみせる魅力あふれる市場であると考える。

- ・総合取引所の創設は、新聞報道等を出ているように方向性は決まっていると考えるので意見はないが、一つの総合取引所になった場合、競争意識が薄れ、魅力的な商品の開発が停滞することのないように望みます。上場品目については、我々が扱えるならどのような商品でもよいと思います。

- ・顧客の「使いやすい市場」の原理原則を堅持するために、分かりやすく取組みやすい規約をつくってほしいと思う。

- ・用語、徴収書面等の統一化が望まれます。金融先物取引で行われている内部管理責任者資格試験及び外務員資格試験とは別に、商品先物登録外務員資格試験が独自に行われるのか、統一されるのかが疑問です。

- ・日本の成長戦略、利便性、効率性の観点から言えば、新規上場などについては当局の審査を簡素化、迅速化すべき。

- ・流れを見極めたいと考えるが、流れが出来るまでの議論に業者側がもっと加われる仕組み作りから始まらないと、少なくとも商品先物取引においては根本的な打開策は出て来ないのではないかと思われる。各官庁が国内の業界団体等を強力な提言機関と位置付けて今後の議論に反映する様な動きが出て来て欲しい。垣根を越えた業界団体の連携も必要ではないかと考える。

以上

総合的な取引所検討チーム
取りまとめ

平成24年2月24日
金融庁
農林水産省
経済産業省

総合的な取引所の実現に向けた制度の整備については、「新成長戦略実現 2011」「日本再生の基本戦略」が閣議決定されており、東京証券取引所と大阪証券取引所の経営統合合意等の昨今の情勢を踏まえ、以下のような具体的な取組を行うこととする。

1. 金融商品取引所、商品取引所、取引業者その他の関係者に対して、証券、金融、商品を総合的に取引できる取引所の実現に向けて協力するよう要請する。その実現過程の一環として幅広い業務提携を推進することについても要請する。

2. 上記1. と併せ、これまでの法改正を踏まえつつ、当面、証券・金融と商品^(注)を一体として取り扱う総合的な取引所（商品取引所が金融商品取引所と合併・事業譲渡により統合した場合等）について、規制・監督を一元化するとともに、相互連携を確保するため、別添「制度概要」に沿って制度の整備を行う。

(注) コメ等の特定の商品を除く。

3. 上記1. 2. の施策は一体のものとして同時並行して推進し、別添「制度概要」において法改正を行うこととされた事項について、所要の法律案を今国会に提出する。

(以上)

別添

制度概要

(注) 今後の内閣法制局審査等により変更がありうる。

1. 総合的な取引所の実現に向けては、これまでの法改正を踏まえつつ、当面、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所（商品取引所が金融商品取引所と合併・事業譲渡により統合した場合等）について、規制・監督を一元化するとともに、相互連携を確保するため、以下の通り制度の整備を行う。

(1) 取引所について

① 金融商品取引所におけるデリバティブ取引の対象となる「金融商品」の定義に、当面、商品先物取引法上の商品からコメ等の特定の商品を除いたものを加える【金融商品取引法・同法施行令改正】。

② 証券・金融と上記の商品を一体として取り扱う総合的な取引所（以下、単に「取引所」という）については、金融商品取引法に基づき規制し、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督を行う。

③ 取引所における商品デリバティブ取引に係る商品の上場に関しては、上場商品を取引所の業務規程の記載事項とし、内閣総理大臣（金融庁）の認可事項とする。その認可に当たっては、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に事前協議を行い、その同意を得ることとする【金融商品取引法改正】。

④ 取引所に対する商品デリバティブ取引に係る以下の事項については、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に事前協議を行い、その同意を得る（取引停止命令等については緊急時を除く。その場合措置の概要を事前に通知。）こととする【金融商品取引法改正】。

・ 金融商品市場開設の免許（商品デリバティブ取引を扱うものに限る。）

・ 商品の上場廃止命令

・ 取引証拠金変更命令

・ 取引停止命令

・ 取引証拠金の算出方法の変更に係る業務規程等の変更命令

⑤ 取引所の取引参加者に対する商品デリバティブ取引の自己計算取引・過当数量取引に関する処分については、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に事前通知することとする【金融商品取

引法改正】。

- ⑥ 取引所は、商品デリバティブ取引について、金融商品取引業者以外の事業者（当業者等）に対し取引参加者となる資格を与えることができることとする【金融商品取引法改正】。
- ⑦ 取引所における商品デリバティブ取引に係る取引高等の報告事項について、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に通知することとする【金融商品取引法改正】。
- ⑧ 商品のみを取り扱う商品取引所については、商品先物取引法に基づき規制し、物資所管大臣が監督する。

(2) 清算機関について

- ① 既存の商品取引清算機関が取引所における商品デリバティブ取引の清算に参加することを可能とするため、商品デリバティブ取引に係る限定された業務のみを行う金融商品取引清算機関を念頭に、最低資本金に係る免許要件を設定する【金融商品取引法施行令改正】。

② 金融商品取引清算機関の免許（商品デリバティブ取引を扱うものに限る。）及び当該清算機関の業務方法書の認可（商品の受渡しに関する事項に限る。ただし、商品取引清算機関を兼業する場合は、商品デリバティブ取引に関する事項。）について、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に事前協議を行い、その同意を得ることとする【金融商品取引法改正】。

③ 商品デリバティブ取引の取引証拠金に係る金融商品取引清算機関の業務方法書等の変更命令について、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に事前協議を行い、その同意を得ることとする（緊急時を除く）【金融商品取引法改正】。

(3) 取引業者等について

- ① 取引所における商品デリバティブ取引に係る業務を第一種金融商品取引業者の業務に追加し、当該業務には、原則として、第一種金融商品取引業者に関する規制を適用する【金融商品取引法改正】。
- ② ただし、財務基準については、取引所における商品デリバティブ取引に係る業務のみを行う第一種金融商品取引業者に限り、商品先物取引法に基づく規制と同様とする【金融商品取引法関係係令改正】。
- ③ 行為規制等については、現在の金融商品取引法の規制を原則として適用するが、商品先物取引法における現状の規制及びその実

施状況や、垣根を取り払い横断的な取引所を創設するとの基本的考え方も勘案して、整備する。【金融商品販売法・金融商品取引法・同法施行令・関係府令改正】。

(4) 保護基金・分別管理について

- ① 取引所における商品デリバティブ取引を行う業者については、投資者保護基金の加入義務の対象とする【金融商品取引法改正】。
- ② ただし、当分の間、日本商品委託者保護基金に加入している現行の商品先物取引業者については、投資者保護基金の加入義務を免除し、当該委託者保護基金がその業務を行うことを可能とする【改正法附則】。
- ③ 取引所における商品デリバティブ取引については、現在の商品先物取引法に基づき認められている分別管理の方法によることも可能とする【金融商品取引法関係府令改正】。

(5) 不正取引について

取引所における商品デリバティブ取引については、課徴金制度の対象とするなど、金融商品取引法上の他の市場デリバティブ取引と同様の不正取引に係る規制を適用する【金融商品取引法改正】。

(6) 措置要求について

取引所における商品デリバティブ取引について、商品の生産及び流通に与える重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、物資所管大臣は、内閣総理大臣（金融庁）に対し、商品先物取引法第 118 条に規定されている各種の措置に相当する金融商品取引法上の措置をとることを要請することができることとする【商品先物取引法改正】。

2. さらに、行政上の相互連携を確保するため、金融庁、農林水産省、経済産業省は、以下のように緊密に連携して対応する。

- ① 上記 1. の制度整備については、政府令事項を含め、金融庁、農林水産省、経済産業省で協議・連携して進めることとする。
- ② 取引所の開設に際し必要となる許認可等に当たり、商品の生産・流通の円滑の観点から必要な事項については、金融庁、農林水産省、経済産業省で協議・連携して進めることとする。
- ③ 上記 1. 及び 2. ①②の協議により実施した措置の重要な内容について、その後の制度改正、認可・命令等により実質的な変更

が加えられることとなる場合には、金融庁、農林水産省、経済産業省で協議・連携して進めることとする。

- ④ 取引所の開設に際し、商品先物取引法に基づき外務員登録されている者が、金融商品取引法に基づく外務員登録を円滑に取得できるよう、金融庁、農林水産省、経済産業省は、各協会における適切な対応を促すこととする。
- ⑤ 実効的な取引監視等のため、金融庁、農林水産省、経済産業省は、相互に協力・連携することとする。
- ⑥ 証券・金融・商品を一体的に取り扱う垣根を取り払った取引所における取引の活性化を図るためにも、口座や税制の一元化などの課題への対処を図る。
- ⑦ 金融庁、農林水産省、経済産業省の担当者による「商品先物取引活性化協議会（仮称）」を設置し、商品先物取引と金融商品取引の連携、商品先物取引の活性化、取引の公正・透明性の確保、今後の必要に応じた制度の見直し等の幅広いテーマについて、定期的に協議を行うこととする。

23 先物振興発第 18 号
平成 23 年 7 月 22 日

株式会社東京穀物商品取引所
代表取締役社長 渡 辺 好 明 様

日本商品先物振興協会
会長 加 藤 雅 一

農産物市場の承継について

貴社の出来高の多くを担う取引参加者であり、かつ、貴社の株式の多くを保有する商品取引会社を構成員としております本会は、平成 22 年 7 月 5 日付けにて、経済効率性の高い強い強固な経営基盤の基に一つの取引所が農産物市場の運営主体となることが最善であるとして、貴社の農産物市場を実質的に(株)東京工業品取引所に承継することを提言いたしました。これを受け、貴社におかれましては、(株)東京工業品取引所に対し農産物市場の承継を申し入れられ、さらに同年 11 月 10 日付けの本会意見を受け、農産物市場の建玉を一括して移管することを決定され、平成 24 年 7 月を目的に(株)東京工業品取引所に農産物市場を承継することを表明してられました。

しかしながら、今般、コメ先物取引の試験上場認可を受けたことに関連して、貴社は、(株)東京工業品取引所への農産物市場の建玉移管を撤回されました。これは誠に遺憾であり、由々しき事態であると思慮いたします。加えて、市場の承継及び建玉移管を求めてきた本会に対し、撤回に至った事情について正式にご説明をいただけなかったことは残念なことであります。

本会が商品取引所の再編を提言した背景をあらためて申し上げますと、わが国の商品市場を消失させてはならないとの強い思いから、個々の商品取引所の存廃にこだわらず、商品市場を存続、発展させるという大局的見地から求めたものであります。

残念なことではありますが、貴社におかれましては、平成 23 年 3 月期において、平成 22 年 3 月期に続き、同じ水準の 8 億円に近い営業赤字を計上されており、平成 21 年 3 月期の 12 億円を超える営業赤字から 3 期連続での大幅な営

業赤字となっております。また、この平成 23 年度においても、出来高は 1 万枚／日程度で推移しており、損益分岐点とされている 4 万枚／日をも大きく下回る社の事業計画において経営目標として掲げられた 2.3 万枚／日をも大きく下回っております。コメ先物取引の試験上場が実現することとなったとはいえ、貴社の農産物市場は、その存続が危惧される状況がさらに深まっているものと思料いたしております。他方、仲介業者として商品市場の担い手となっている商品取引会社、すなわち本会の会員についても、財務状況を含め、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

商品市場、特にコメを含めた農産物市場の存続・発展を図るとの大局的見地から、貴社の農産物市場の(株)東京工業品取引所への承継につきまして、引き続きご検討を賜り、その実現を早期に図られることを重ねて要望申し上げます。

また、撤回後の貴社の経営方針と具体的な収支を含めた計画、及び平成 26 年 5 月に(株)東京工業品取引所の現行システムの更新が予定されている中、貴社の取引システムに係る対応の見通しにつきましてもお示しいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

以上

取引所出来高等の比較

		全体	東穀取	東工取	関西取
1. 出来高(直近3ヶ月) ともに61営業日	平成22年3・4・5月	8,459千枚	651千枚	7,519千枚	15千枚
	平成23年10・11・12月	7,727千枚	359千枚	7,312千枚	56千枚
①1日平均	平成22年3・4・5月	139千枚	11千枚	123千枚	0.2千枚
	平成23年10・11・12月	127千枚	6千枚	120千枚	0.9千枚
②年間 出来高枚数	平成22年	31,285千枚	2,867千枚	27,636千枚	63千枚
	平成23年	34,518千枚	2,661千枚	31,670千枚	187千枚
2. 商先業者数 国内市場取引	平成22年5月	37社	-	-	-
	平成23年12月	33社	-	-	-
3. 受託会員数	平成22年5月	-	23社	25社	9社
	平成23年12月	-	19社	21社	10社

農林水産省
総合食料局次長 中村英男 殿

日本商品先物振興協会
会長 加藤雅一

米先物取引の試験上場の実現に関する要望

我が国には 280 年前に「米」という世界最初の先物市場を誕生させた歴史があります。爾来、第 2 次世界大戦前までの約 200 年間にわたって日本では活発な米先物取引が行われていました。昭和 14 年の米穀配給統制法の施行以後、長らく米の先物取引は途絶えておりますが、平成 7 年の食糧法の施行、それに続く平成 16 年の計画流通制度の廃止等により国内の米の流通が自由化されたことで、米を扱う業者の皆様は価格変動や在庫などの様々なリスクにさらされるようになってまいります。そして、平成 22 年度の戸別所得補償制度の導入によって、需給調整は従来のようにベナルライを課すのではなく、個々の生産者が主体的に取り組む方向に大きく転換しました。また、米の現物取引では、相対取引が主流となる中でコメ価格センターが解散し、指標となる価格形成の場がない状況にあります。

このように米の生産・流通に関わる制度や環境は大きく変化しており、透明な米の価格指標に対するニーズは高まってきていると認識しております。

商品先物市場においては、生産者や卸売業者、商社、小売業者、需要家等の当業者とともに、取引の流動性に不可欠な投資家など、多様な人たちが様々な予測のもとに取引に参加することによって公正な価格形成機能が発揮され、これにより、透明かつタイムリーな指標価格の提供が可能となります。また、商品先物市場は、生産者にとっては生産される商品価格の低下、卸売業者等にとっては調達する商品の上昇といった価格変動リスクのヘッジを可能にし、当業者の経営の安定に役立つ機能を提供します。この意味におきまして、商品先物市場は米の生産・流通を円滑にするために必要な産業インフラとなる可能性を有しています。

一方で、米の先物取引について、関係者の皆様の中には投機資金によって価格が乱高下するのではないか等の不安があることも承知しております。商品先物市場は、そのような異常な価格変動に対して、市場監視・価値制限・建玉制限等の取引所による適切な市場管理、更には主務大臣による取引制限・停止等の命令などの防止措置を備えています。そうした懸念についても検証することが試験上場の目的であります。

米の先物市場が開設されることは、私ども商品先物取引業界の長年の念願であります。

当先物協会としては、取引所と一体となって、米の先物取引の試験上場の実現及び市場開設後において公正な価格形成が行われ、米の当業者の皆様が経営安定に役立つ市場機能が十全に発揮されるよう最大限の努力を傾注する決意であります。特段のご理解とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

23 先物振興発第 21 号
平成 23 年 8 月 31 日

関西商品取引所

理事長 岡 本 安 明 様

日本商品先物振興協会
会長 加 藤 雅 一

米先物市場の振興に向けた支援について

本年 8 月 8 日に貴取引所及び株式会社東京穀物商品取引所において、商品先物業界が念願していた米先物取引の試験上場取引が開始されましたことは、真にご同慶の至りであります。

当協会は、平成 22 年 7 月に貴取引所に対し、市場再興に向けた貴取引所の取組において十分な成果が得られなかった場合には、わが国に商品市場を存続させるとの大局的観点から本格的な再編を図られるよう提言いたしました。その背景となった、わが国の商品市場全体の市場の流動性及び商品先物取引業者の経営環境は未だ改善しておりませんが、貴取引所におかれましては、出来高が約 280 枚/日であった平成 22 年度（剰余金約 2 百万円）に比べまして、米の取引によってこの 8 月の出来高は約 2,500 枚/日となっております。

わが国において米の流通が自由化され、米に携わる事業者が価格変動リスクや在庫リスク等にさらされる中で、指標となる価格を提供し、リスクヘッジを可能とする米先物市場は、米の生産・流通・消費を円滑にする産業インフラとして重要な役割を果たしていかねばなりません。現下においては、米先物市場を産業インフラとして機能させ、これを契機にわが国の商品市場を再興させることも重要な課題であり、商品先物業界に関わる者の共通の願いであると思料いたします。

このような状況に鑑み、当協会として、貴取引所に求めた前記提言を撤回し、米先物市場の振興にできる限りの支援をいたしますので、貴所におかれましては引続き市場再興にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

以上

■ コメ先物取引に関するページ

取引所のコンテンツ

* 株式会社東京穀物商品取引所 * 関西商品取引所

商品先物取引業者のコンテンツ

(コメ先物取引は商品先物取引業者に注文を委託することで行っていただくことができます。)

ア行	* <u>(株)アステム</u>	* <u>(株)アルフォックス</u>	* <u>今村証券(株)</u>	* <u>エース取引(株)</u>
カ行	* <u>エイチ・エス・フューチャーズ(株)</u>	* <u>岡地(株)</u>	* <u>同慶商事</u>	* <u>岡安商事</u>
サ行	* <u>カネツ商事(株)</u>	* <u>(株)森和トラスト</u>	* <u>KOVO証券(株)</u>	* <u>(株)コムテックス</u>
タ行	* <u>サンワード貿易(株)</u>	* <u>新日本商品(株)</u>	* <u>セントラル商事(株)</u>	
ナ行	* <u>第一商品(株)</u>	* <u>大起産業(株)</u>	* <u>トットコモティクス(株)</u>	
ハ行	* <u>ニューエッジ・ジャパン証券(株)</u>	* <u>日産センチュリー証券(株)</u>	* <u>日本ニココム(株)</u>	
ヤ行	* <u>(株)フジトミ</u>	* <u>フジフューチャーズ(株)</u>	* <u>北底物産(株)</u>	
ラ行	* <u>豊商事(株)</u>	* <u>(株)NHG</u>		
	* <u>ローズ・コモティクス(株)</u>			

平成 24 年度税制改正要望

日本商品先物振興協会
㈱東京穀物商品取引所
㈱東京工業品取引所

< 要望目的・期待される効果 >

非居住者又は外国法人が、第三者が所有又は賃借する国内に設置されたサーバー等機器に商品先物取引の売買注文等を行うためのコンピュータ・プログラム等を設定・保存し、当該プログラムを実行して自動的に売買を行った場合には、当該サーバー等機器は恒久的施設（Permanent Establishment）とみなされないものの、当該サーバー機器等を非居住者又は外国法人が所有又は賃借した際には、恒久的施設とみなされ、二重課税又はより税率の高い日本において課税されるという問題がある。

アジア経済圏の中核を担うべき日本市場は、アジア域内の取引が集中する素地はあるものの、こうした税務上の扱いも一因となって、日本企業のニューヨークの WTI 原油市場でのエネルギー価格のヘッジ取引や、JOX（J-Oil Exchange：日本の石油会社や商社などが中心メンバーとなってシンガポールに創設した石油 OTC 市場）のシンガポール法人化等の事例が示すように、本来、日本で行われてしかるべき取引が米国やシンガポールに向かつてしまっているのが現状である。

今後のアジア諸国の経済発展が期待される中、アジアの時間帯における取引の中核的な受け皿として我が国の商品市場が国際化・発展していくためにも、恒久的施設に係る税制の問題を解決してゆく必要があると考える。

以上

I. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

商品先物取引の差金等決済に係る取引損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失の繰越控除を可能とする措置を講じること。

2. 外国商品市場取引による決済損益への課税について

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

< 要望目的・期待される効果 >

(1) わが国の金融・商品先物市場がその流動性を増大させるには、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。

そのためには、現在、金融商品間で、損益通算の範囲及び損失繰越控除の対象が限定されている金融税制を改め、簡素で、かつ金融商品間で中立・公平な税制（金融所得課税の一元化）とすることが望まれる。

(2) 本要望が実現すると、金融・先物市場で個人投資家の投資活動が促進され市場の流動性が増大し、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

II. 国際課税に係る税制措置

非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバー等機器に、商品先物取引の売買注文等を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバー等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）と解さないこと。

《先物協会短信 2011-15号》

平成23年12月12日
日本商品先物振興協会

「平成24年度税制改正大綱」における 商品先物関連の税制措置について（ご報告）

12月10日（土）、内閣府税制調査会より「平成24年度税制改正大綱」が公表されました。この中で、本会が要望しておりました税制改正要望については、下記の結果となりましたことをご報告いたします。

記

1. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

〔本会の要望〕

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について
商品先物取引の差金等決済に係る取引損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失の繰越控除を可能とする措置を講ずること。
2. 外国商品市場取引による決済損益への課税について
外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

〔平成24年度税制改正大綱における結果〕

第3章 平成24年度税制改正

7. 検討事項（抜粋）

〔国税・地方税共通〕76ページ

- (2) 金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。

本会では、この結果を踏まえて来年度も引き続き、金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制改正要望を行うことといたします。

2. 国際課税に係る税制措置

〔本会の要望〕

非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバー等機器に、商品先物取引の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバー等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）と解さないこと。

（平成24年度税制改正大綱において、言及された箇所はありません。）

「平成24年度税制改正大綱」は、先物協会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上

平成 23 年 4 月 20 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

自己玉リスク（純資産額規制比率）に係る
リスク値計算シートの更新のお知らせ

今般、J C C H から新しい相関係数が公表されたことに対応して、以下の通りシート
の内容を更新いたしましたので、その旨ご案内いたします。

（更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シートを
ダウンロードしてお使い下さい。）

なお、本シートは国内の取引所取引（オプションを除く）に係るリスク値を計算する
ためのものであること、リスク値の計算に関しては、省令の規定に沿って行われていれ
ばよく、必ずしも本シートを使用する必要はないことを申し添えます。

記

〔変更のポイント〕

今回、リスク相当額の相殺が可能となった組合せは以下の通り。

（１）穀物グループ

- ①商品間相殺可能な組合せ 東穀とうもろこし、関西とうもろこし
- ②限月間相殺可能な商品 東穀小豆

*商品間相殺が可能な商品は限月間相殺も可能です。（以下も同じです。）

（２）石油グループ

- ①商品間相殺可能な組合せ 東工取ガソリン、同灯油、同原油、同中京ガソリン、
同中京灯油

*なお、中大取のガソリン・灯油と東工取の中京ガソリン・同灯油は商品スペックが同じであることか
ら、同一商品とみなして本会で相関係数を計算した結果 0.9 以上となったため、相殺可能としてシ
ートを作成しています。

- ②限月間相殺が可能な商品 なし

（３）コーヒーグループ

- ①商品間相殺可能な組合せ なし

- ②限月間相殺可能な商品 東穀アラビカコーヒー

（４）貴金属グループ

- ①商品間相殺可能な組合せ 銀、パラジウム

- ②限月間相殺可能な商品 白金

（５）ゴムグループ

- ①商品間相殺可能な組合せ なし

- ②限月間相殺可能な商品 東工ゴム

以上

同一商品取引月間及び異商品間相関係数一覧(測定期間:2009年4月1日～2011年3月31日)

農産物市場		穀物市場		農産物市場		農産物市場	
取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所
大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
0.9716	0.8104	0.6667	0.2491	0.3337	-0.8033	0.0874	0.0874
0.6593	0.1137	0.7762	0.2636	-0.7190	0.1040		
0.6504	0.0396	0.6591	0.1390	-0.5523	0.0578		
		0.9790	0.2702	0.1673	-0.2652	0.2816	
			0.9742	0.3523	-0.7394	0.1099	
				0.1310	-0.3103	0.0027	
					0.8569	-0.0987	
						-0.0256	

石油市場		石油市場		石油市場		石油市場	
取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所
ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン
0.9684	0.9463	0.9371					
0.9845	0.9374	0.9374					
		0.9310					

貴金属市場		貴金属市場		貴金属市場		貴金属市場	
取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所
銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀	銀
0.9988	0.6332	0.9023					
	0.9894	0.9375					
		0.9997					

その他		その他		その他		その他	
取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所
金	金	金	金	金	金	金	金

※1 関西商品取引所の相場において、測定対象期間中に価格の変動がなかったため、取引月間の相関係数、及び同取引所と東京穀物商品取引所の相場の相関係数は測定不可。
 ※2 東京工業品取引所における日経・東工商商品指数、中京ガソリン、中京灯油については、上場以来2年が経過していないことから、一筆算には記載しておりません。
 ※3 東京工業品取引所における軽油については、上場再開後2年経過していないことから、一筆算には記載しておりません。
 ※4 船隻運賃比率における青柳リスタ相場を算出する際に、金利スプレッドについては相関係数を利用しリスク相殺を行うことができないことから、東京工業品取引所における値については一筆算には記載しておりません。
 ※5 「その他のグループ」に属する商品については同一商品取引月間相関係数のみを計算対象とする。

商品グループ		商品グループ		商品グループ		商品グループ	
取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所
石油	石油	石油	石油	石油	石油	石油	石油

農産物市場		農産物市場		農産物市場		農産物市場	
取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所
大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
0.9704	0.4941	0.8839					

コムグループ		コムグループ		コムグループ	
取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所
コム	コム	コム	コム	コム	コム

砂糖グループ		砂糖グループ		砂糖グループ	
取引所	取引所	取引所	取引所	取引所	取引所
砂糖	砂糖	砂糖	砂糖	砂糖	砂糖

以上

平成 23 年 12 月 1 日

会員代表者各位

日本商品先物振興協会

金地金等の現受けに係る支払調書の提出等に関して

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

1. 金地金等の現受けに係る支払調書の提出に関して

さて、ご高承の通り来年 1 月 1 日から施行される改正所得税法において、金、金貨、白金、白金貨（以下「金地金等」と言います。）の譲渡を業として受けた者は、譲渡の対価の額が 200 万円を超過する場合、所轄税務署の署長に譲渡を行った者の氏名・住所・売却額等を記載した支払調書を提出することが義務付けられることとなりました。

これに関連して、商品取引所において現受けをした場合にも、当該支払調書の提出が必要かどうかを確認する問い合わせが会員の皆様から本会に届いておりますので、関係省庁へ問い合わせた結果、以下の解釈で相違ないことの確認が取れましたので周知いたします。

- 金若しくは白金の金地金又は金貨若しくは白金貨（以下、金地金等という。）の譲渡をした者で、国内においてその金地金等の譲渡を受けた者からその金地金等の譲渡の対価（200 万円以下のものを除く。）の支払を受ける者は、その支払を受けるべき時までその者の氏名又は名称及び住所を、その金地金等の譲渡を受けた者に告知しなければなりません。この場合において、その支払を受ける者は、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の書類を提示しなければならぬものとし、当該支払者は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならぬ。
- 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において、金地金等の譲渡の対価の支払をする者（金地金等の売買を業として行う者に限る。）は、その支払に関する調書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに、税務署長に提出しなければならない。
- 商品取引所での現受け・現渡しの場面において、商品先物取引業者が委託を受けた取引については、譲渡に係る支払をなす者は買い方の顧客であると認められるため、当該商品先物取引業者に本人確認義務及び金地金等の譲渡の対価の支払調書の提出義務は課されない。

2. 支払調書合計表の変更について

「先物取引等の差金等決済に係る支払調書」の合計表の雛形が変更となっております。平成 24 年 1 月 1 日以降に調書を提出する場合は、変更後の雛形をご利用下さいませようお願い申し上げます。

新たな雛形は国税庁のホームページのほか、本会会員専用ページにも掲出してあります。

【主な変更箇所】

- 調書の提出区分 「新規」「追加」「訂正」「無効」のいずれかを選択して下さい。
- 提出媒体 「MT（＝磁気テープ）」、「CMT（＝カートリッジの中に入った磁気テープ）」、「電子（＝e-tax）」、「FD」、「MO」、「CD」、「DVD」、「書面」、「その他」のいずれかを選択して下さい。

敬具

